

令和4年第3回大衡村議会定例会会議録 第2号

令和4年9月7日（水曜日） 午前10時開会

出席議員（11名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	10番 佐々木金彌
11番 佐藤 貢	12番 細川 運一	

欠席議員（1名）

9番 遠藤 昌一

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 早坂 勝伸
教 育 長 齋藤 浩	監 査 委 員 和泉 文雄
総 務 課 長 佐野 克彦	企 画 財 政 課 長 残間 文広
住 民 生 活 課 長 早坂紀美江	税 務 課 長 堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長 金刺 隆司	産 業 振 興 課 長 渡邊 愛
都 市 建 設 課 長 後藤 広之	教 育 次 長 兼 指 導 主 事 岩淵 克洋
学 校 教 育 課 長 森田祐美子	社 会 教 育 課 長 大沼 善昭
子 育 て 支 援 室 長 小川 純子	

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水曜日）午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名

- 第 2 同意第 5号 大衡村教育委員会教育委員の任命について
- 第 3 議案第 4 1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 4 2号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第 5 議案第 4 3号 令和 4 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 6 議案第 4 4号 令和 4 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第 4 5号 令和 4 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第 4 6号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第 4 7号 令和 4 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 1 0 議案第 4 8号 令和 4 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 1 1 報告第 2号 放棄した債権の報告について
- 第 1 2 報告第 3号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第 1 3 認定第 1号 令和 3 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 2号 令和 3 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 認定第 3号 令和 3 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 6 認定第 4号 令和 3 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 7 認定第 5号 令和 3 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 8 認定第 6号 令和 3 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 認定第 7号 令和 3 年度大衡村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。遠藤昌一議員届出により午前中欠席であります。定足数に達しますので、これより令和4年第3回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番高橋浩之君、10番佐々木金彌君を指名いたします。

日程第2 同意第5号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第2、同意第5号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 議案の朗読をさせます。事務局。

事務局次長（小原昭子君） 同意第5号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所 大衡村大衡字五反田2番地2

氏名 渡邊 勇

生年月日 昭和25年1月17日

令和4年9月6日提出 大衡村長 萩原達雄

議長（細川運一君） ここで提案理由の説明を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

同意第5号についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員を務めておられます渡邊 勇氏が今年30日をもって任期満了となりますので、引き続き渡邊 勇氏を教育委員として任命いたしたくご同意をお願いするもの

であります。

渡邊 勇氏は、昭和25年1月17日生まれの72歳であります。平成24年10月から教育委員に就任して以来、本村の学校教育はもちろんのこと、社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興発展にご尽力をいただいております。

温厚誠実で信望も厚く、10年間にわたる教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の最適任者として任命いたしたく存じますので、何卒ご同意を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。この採決は起立表決により行います。

同意第5号、大衡村教育委員会教育委員の任命については原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（細川運一君） 起立全員であります。したがって、渡邊 勇さんの大衡村教育委員会教育委員の任命について同意することに決定をいたしました。

日程第3 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第41号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐野克彦君） それでは皆さん、おはようございます。

私のほうからは、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書については3ページ、新旧対照表については1ページをお開き願いたいと思います。説明は新旧対照表にて行いますので、新旧対照表1ページをお開き願いたいと思います。

それでは、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

1 ページ及び2 ページをご覧願いたいと思います。

初めに、第2条の育児休業をすることができない職員の改正では、非常勤職員、いわゆる会計年度職員に当たるわけでございますけれども、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち子の出生の日から第3条の2人事院規則で定める期間57日間以内の育児休業の取得要件の緩和についての改正でございます。

そのほか、任免権者を任命権者と語句の修正を行うものでございます。

続きまして、3 ページ、4 ページをお開き願いたいと思います。

第2条の3及び第2条の4の改正につきましては、子が1歳以降の非常勤職員に係ります育児休業取得の柔軟化に伴うものでございます。

第2条の3につきましては、育児休業法の規定により、非常勤職員の子の養育の状況に応じまして、1歳に到達する日から1歳6か月に到達する日までの間で条例で定めることとなる改正でございます。

5 ページをお開き願いたいと思います。

第2条の4でございます。第2条の4につきましては、育児休業法の規定により当該子の養育の事情を考慮し、特に必要な場合として条例で定めることとされているものでございます。

第3条の改正については、6 ページをお開き願いたいと思います。

第3条の改正でございます。育児休業の取得回数制限の緩和に伴いまして、再度の育児休業取得に係る規定を整備するものでございまして、改正前第5号の育児休業終了後3月の経過の場合の取得制限をなくすものでございます。

第7号については、文言の整理を行うものでございます。

7 ページをお開き願いたいと思います。

真ん中辺りになろうかと思っておりますけれども、第3条の2でございます。

改正前第2条の4としていたものを、法の改正に伴い引用条項が変わります。改正するものでございます。

第10条でございます。第10条の改正でございます。

7 ページでございますが、計画書の名称を改めるものでございます。

今回の改正につきましては、令和3年6月育児休業、介護休業等育児又は家族介護を

行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和4年10月から子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業の取得回数制限の緩和、有期雇用労働者の育児休業等の取得要件の緩和など、民間労働者に係り育児休業制度が改正されることとなったものであります。また、昨年8月に発せられた人事院勧告と合わせて報告された公務員人事管理の報告にありました課題の中の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の講じる措置への対応といたしまして国家公務員の育児休業等に関する法律が改正されまして、地方公務員につきましても令和4年5月地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されております。民間法制と内容を同じくする育児休業制度の改正が行われているものでございます。

これらの法改正を踏まえ、条例で定めております非常勤職員の育児休業に関する規定を改正いたしまして、育児を行う職員の仕事と育児の両立を推進しようとするものであります。

今回の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正では、第2条育児休業の処遇についての改正があり、条例で引用する部分につきましては、改正案、国が作成している条例案を元に、準則案をもとに改正を行っているものでございます。

それでは、議案書のほうに戻っていただきまして、6ページをお開き願いたいと思います。議案書6ページになります。議案書6ページでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますが、第1項でございますけれども、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、第2項この条例の施行日前に育児休業等計画書の提出した職員に対する改正前の第3条第5号に係る部分に限る及び第10条第6号に係る部分に限るの適用については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。小川克也君。

1番（小川克也君） 今回、改正するに伴って取得の要件をさらなる緩和をするものであり、今後、男性でも取得しやすい環境になっていくのかなと思われれます。

本村の男性職員、近年でよろしいので、今まで何人取得したものなのか。また、対象者の取得率について伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 男性職員については、ちょっと国のほうでは男性職員の育児休業の

取得の推進というのを図っておりますけれども、大衡村においては、今まで1人の育児休暇を取っている状況でございます。

あとは対象者という形になろうかと思っておりますけれども、お子さんが生まれて産前産後休暇を受けて、その後育児休暇をする、月数はちょっとばらばらでございますけれども、ほとんどの職員についてが育児休暇を取得しているような状況でございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 育休について、男性職員まだまだ何かハードルが高いのかなと思われま。男性が育休取ることによって、職場でのみんなに迷惑かけるんじゃないのかなとか、まだそういう雰囲気がないからいろいろと様々な問題があるかと思っておりますが、育休で休む、何て言うんですかね、後ろめたいイメージ、まだまだあるかと思っておりますが、そのようなことを払拭することが今後大事だと思います。そのような取組、どのように取っていくのか伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） そうですね、小川議員おっしゃったとおりでと思います。

まだまだ、何ていうんでしょうね、育児休暇を取ることによって、その課の仕事がちょっと滞ってしまうというようなこともあろうかと思っておりますけれども、国のほうでも積極的に取りなさい、ポスター、チラシ等々もありますけれども、できればですけども、ちょっとこれから育児休業等に関する何ていうんでしょうかね、研修会等々も開いて、男性職員もこういった形で取りやすいようになるんだよというような形で、研修会等々も開きたいなというふうには思っております。

幾ら取りなさい、取りなさいって言ってもなかなか取れないというのは確かにそうだと思いますので、そういった職場環境づくりにも徹底というか、していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければありがたいかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 先ほど課長答弁でも、政府でも2025年までに少子化対策の一つとして、男性の育休の取得率を30%まで上げようという目標も掲げております。

まだまだ本村、先ほど1人ということですので、取得率大変少ないですし、昨日、石川 敏議員が子育て支援、暮らしやすさ支援の拡充と題して質問しています。

先ほどの課長答弁、いろいろ研修とか行っていくということですが、そういうことを

積極的に行っていくことによって、暮らしやすい村に今後なっていくのかなと思われ
ます。

本村大衡村出身、大変男性職員数が少ないと思いますが、県内の少子化対策にもつな
がっていくのかなと思います。職場の雰囲気づくり、大変上手な村長にもその辺お聞き
したいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この条例改正ですけれども、総務課長が今申し上げたとおりでありま
すけれども、これまでも男性の職員が育休を取ったということが、1名でしたけれどもあ
りました。

男性によらず、女性によらず、育休を十分にちゃんと法律で保障されている期間取る
ように、それは当然の、これまでもこれからもそういったことだというふうに思ってお
ります。

男女共同参画の観点からも男性もそれを担う、それは当然の今流れになっております。
したがって、大衡村でも職員もそういったことが誰に気兼ねすることなく取れるように、
そんな何ていうんですかね、周りの職員にも徹底させて、取りづらいというようなこと
はないような、そんなふうにしていただければというふうに思います。

ただ、これもただ単に男性取れという意味じゃなくて、子育ては両親が当然力を合わ
せて子育てをしていくわけでありますから、女性が、お母さんが育休を十分に取れる人、
家庭もあります。あるいはお母さんも働いていて、お母さんが育休を取るのに、取るの
にじゃなくて、お母さんと交代交代でお父さんも育休、そういった方法ができるよう
になると、そしてできるんですね。

ですから、ただ育休といってもちょっと私、不案内なところもあるんですけども、
育休だからと言って例えば奥さんも育休期間、そしてその父親も同じ育休期間を2人で
ずっと取るということではないんだろうというふうに思います。そういう意味の育休で
はないんだろうと思いますから、家庭家庭の事情、そういったものが大きく加味されて
反映されてくるのではないのかなと、こんなふうに思います。

いずれにしても大衡村で今、育休で、こんなこと言うとあれです。皆さんご存じだと
思いますけれども、ずっと育休を使っている職員もおられます。その家庭のお父さんの
育休はどうなっているのかなというふうに私は思うような人もいますので、実際は。お
母さんだけが育休をずっと取っているという職員もいますので。これも権利ですから、

誰も何も言えないところでもあります。ただ、そういう権利というものを皆さんが深く認識していないとやはり何と申しますか、偏見の目で見たり、そういうことにもつながっていくのかなど。ですから、そういうことのないような村の村役場ばかりでなくて、村の村民の皆さんにも認識を新たにしていだけるような、そんな広報なり何なりも十分にしていまいりたいと、このように思っている次第であります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 確認したいんですけれども、村長の昨日の提案説明におきましても、昨年8月の人事院勧告を受けてこういう動きが出てきたと。

ただいま総務課長の説明で、既に関係法律等については改正がされ、5月ですか。5月時期あたりに改正等の手続が取られ、職員、地方公務員等は既に適用されていると。

今回の条例改正は、10月施行ということですが、そこで非常勤職員に対する条例規定とはいえ不利益的な、そういう解釈は何も出てこないのか、その点だけ確認したいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 不利益なものというのは、いわゆる会計年度任用職員さんの部分については、逆にその条件緩和ですとかそういった部分でございますので、そういったことで職員が、会計年度任用職員さんが不利益になるということはこの改正によっては無いというふうに捉えていただいて結構だと思います。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案書は7ページをご覧くださいと思います。

議案第42号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

内容につきましては、議案第42号別紙でご説明申し上げますので、別紙の1ページをご覧くださいと思います。

辺地に係る3の公共施設の整備計画でございます。こちらの令和3年度から令和7年度までの大森辺地に係る自動車施設の事業費を変更するものでございます。

1番の辺地の概況と2の公共施設の整備を必要とする事情につきましては変更ございません。

次に、2ページをご覧くださいます。

自動車の欄の令和4年度住民バス購入事業を、赤字で表示しておりますけれども、住民バスの修繕費に変更し、事業費等の金額も変更するものでございます。3ページは合計額の変更となります。

今回の変更理由につきましては、国内バスメーカー1社が、国に対し虚偽のデータ報告を行っていたことが判明し、バスの出荷ができなくなったことに併せまして、他の国内バスメーカーの年度内納車につきまして確認しましたところ、年度内納車ができるメーカーがなかったことによりまして、この計画によるバス購入を断念いたしまして、辺地債の充当も可能な旨を県から確認が取れたため、従来の万葉バスを修繕して使用することとしたものでございます。そのために今回この辺地計画の変更が必要となったものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回村民バス、万葉バスなんですが、購入予定から修繕ということで変更ということですが、何点か確認したいと思いますけれども。

当初の辺地計画の中で、村民バスの購入が大森の辺地計画に載せたというのは、路線の関係で多分大森辺地の計画に載せたのかなと思うんですが、その辺のところと、あと、令和4年度につきましては、辺地債、購入から修繕ということで、辺地債2,800万円予定が240万円ということで減るわけですが、令和4年度の辺地債の合計額はそのまま減ったままなのか、大森以外の地区の計画、令和4年度の全体の辺地債の計画の場合の予定額というのはどうなるのか、減ったままなのか、それともその範囲内で他事

業に予定が出てくるものかどうか、その辺を確認したいと思います。

あと、今回修繕ということですが、いずれ更新時期は来るのかなと思うんですけども、その辺の考え方はどうなんでしょうか。今後の見通しは。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、当初の計画でございましたけれども、当初万葉バス大森線ということで大森辺地の辺地債を活用してということで、当初計画したものでございます。そのバスを今回、修繕するというところでございますので、今回、大森辺地の変更計画となったものでございます。

あと、今年度の辺地債の枠というふうなお考えだと思うんですけども、この辺につきましても、今後、事業が道路事業でありますとかいろいろ進んでございます。この点につきましても、今回のバスの修繕につきまして辺地債に充当できないのかどうかというところを、お盆を挟んで県の市町村課といろいろ協議してございました。その中でバス購入から修繕にしたことによって2,500万円近く辺地債減額ということでございますけれども、その辺につきましても他の事業に振り向けられないかというところを市町村課で協議してございますので、今後、市町村課にとれば県内全体の配分というものがありますので、その辺の兼ね合いもありますので、できるだけ他の事業に振り向けられるように協議してまいりたいというふうにご考えてございます。

あと、3点目の更新時期ということでございますが、確たる何ていうんですか、資料等はありませんけれども、一般的にバスの寿命というものは普通車の約10倍と言われていたそうでございますので、現在、万葉バス修繕しようとしているものが走行距離63万キロほどですので、普通車に言い換えれば普通車の約6万から7万キロ程度ということなので、今回ターボチャージャーが不具合によって拭けないということもありましたので、今回それらも含めて全般的に修繕して240万円ほど経費がかかるわけでございますが、それらも修繕すれば今後、来年再来年すぐ駄目、駄目という表現はあれですけども、そのようなことはないというふうにご考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 分かりました。

令和4年度分の辺地債の合計額の件ですが、既に今年度も半年経過するわけですので、残りの半年で他の事業計画ができるかどうかって期間の問題もありますので、具体的には年度内にその分の今年度の辺地債が、合計額がそのとおりになるかどうか分

かりませんけれども、もし可能な事業が充当部分があれば年度内でぜひ計画のほうに持って行っていただければなというふうに考えます。

あと、車両のほうは、今回の修繕でもって今後、何なんでしょうね、車両全体の状態がまだまだ走れるような状態であれば、数年はまだもつというような見通しなんですか。そうなれば、当然更新時期はその後というような考えになってくるのかなと思うんですけども、そういうような見通しでよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の辺地債の枠の関係でございます。

先ほどお話ししましたように、県の市町村課といろいろ協議をさせていただいておりますが、現時点で村の要望額といたしまして起債可能額というのは大体8割程度になっておりますので、もし今回のバス事業、更新から修繕に変更したことによって起債の枠の起債額が減った分で、その分がほかに振り向けられるというのが可能であれば、その辺のほかの事業の充当率を上げるとか、その辺の調整をしたいというふうに考えてございます。

あと、2点目の更新時期につきましては、議員おっしゃるとおり、今後すぐすぐ更新時期が来るといようなことはないというふうに考えておりますので、昨日の一般質問にありましたとおり、公共交通体系の総合的に考えていくということでございますので、その辺も含めましていろいろ検討していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 同じような質問になってしまうかもしれませんが、この辺地債の枠の中で令和4年の減額分というふうな話、そして、県の市町村課のほうと相談しているというふうな話でしたけれども、辺地債そのものを初めて扱っているわけでもなく、過去にそういったことがあったのではないかなと思うんですけども、そうであれば車が入らないというふうな状況になった際に、既にガードレールであったり、道路の改修だったり、それに振り分けられる可能性があるということであれば、やはり並行的に事業進めていって前倒しで計画、前倒しというんですかね、そういうものを取り組むべきだったんじゃないかと思うんですけども、過去の実績と今の状況をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） ご意見のとおり、そのような過去にも事例はあったと思います。

その中でも先ほど石川議員の質問にもお答えしたとおり、各年度年度の計画、村の計画でございます。その中で県に対して辺地債の枠を要望するんですけれども、実際起債可能額というのは、例年8割程度というか、その辺の起債の可能額しか出ないということで、過去にもこの事業費の増減がありましたけれども、その辺、そういう事態が起きたときにはその充当率で過去は調整してきたという経緯でございますので、県においても今回、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画を県に対しまして示しておりますので、県の国からの枠というのもありますので、その辺はこの計画にのっとってということでございますので、前倒しということもありますけれども、その辺が充当率を調整できないということになれば、そういったことも可能かと思っておりますので、その辺につきましては県との協議の中で進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） その過去にというところを伺ったのは、過去にこの事業ができなくなった分、次年度の事業を行ったことがあるとか、あと道路を改良する際に今年度はここまで、次年度はここまでというふうなのが、そういうのであれば若干前倒しにできたりもするのかなというふうに思うんですけれども、令和3年から令和7年の計画なので、車の分が相当枠が減ったんですから、普通に考えると次年度分を前倒しでできるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どういう考え方になるんですか、お願いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 起債の枠の関係でございますけれども、ちょっと過去にそのような事案があったかと言われたら、多分道路であったのかどうか、ちょっと不明でございますけれども、確かに言われるとおり減った分を他の年度なりで計画を変更することがありますけれども、今回現時点では今回そのバスの関係だけではありませんけれども、今後令和7年度までの間に新たな事業であったり、そういったことも可能でございますので、それらはその状況に応じて計画の変更をお願いして、今回の計画を進めていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 令和3年から令和7年の間で枠を取った計画をつくったというふうな中では、やはり枠内で必要だと思われるこの計画ですから、確実に行えるようにしていただきたいというふうに思いますし、やはり前倒し、この令和3年から令和7年の間の計画なんですよということで強く要望していただいて、早く実現できるように希望した

いと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） そのように事業を推進していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） 今回の辺地債の変更については、日野の問題、承知しております。

それで確認したいことは、この万葉バスの購入、辺地債を活用しての万葉バスの購入は、当初から予算措置がされておったと。辺地債の許可の関係もあると思うわけですが、これら万葉バスの購入の手続が既に取りれていたのであれば、その辺この情報を知った段階でどこまで購入手続が進んでおったのか。まず伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

当初、このバス購入事業につきましては当初予算で計上させていただいておりました。その後、バス購入に当たって仕様書なり、あとは設計を組んでおりました、それらの作業をしているさなか、ほぼもう発注できるような段階にまで来ていましたさなかに、今回の事案が発生したことによりまして、今回購入断念いたしまして修繕といたしたものでございまして、予算額につきまして補正のほうに今回購入費を減額して修繕費の計上をさせていただいているところでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2 番（佐野英俊君） そうしますと、仕様書の検討で購入手続等はまだ進んでいなかった。8 月、昨日本会議開会前、課長の説明で8 月3 日に何がしという情報あったとか、そういう説明いただきましたけれども、8 月、辺地債の許可の関係もあったのか。バスの場合、納車時期がかなりかかると思われまして、でなくとも普通乗用車でも今、納車まで数か月かかるという中で、もう少し当初から予算措置されていた購入事業ですので、もう少し早い時期に購入手続がまず取れなかったのかということと、今回、最終的に修繕に行くという辺地債変更に至る方針変更をいつの段階でしたのか伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） お答えいたします。

8 月の3 日とお話ししたのは、国内バスメーカーの1 社が2 日に国へのデータ改ざん問題の報道があつて、8 月の3 日に国内他のバスメーカー等に確認をさせていただ

いたということでございます。

ご意見のとおりご最もで、当初予算ならもっと早めに手続できたのではないかというお話でしたけれども、4月に入ってからいろいろ手続を進める段階で、あるバスメーカーとのやり取りをしている段階で、そのバスメーカーが国へのシートの基準を満たしていないということで、国に対し認可の申請をしていたという段階でございますので、なかなか納車がすぐすぐ困難だというような状況で発注が難しかったというところが1点と、ご意見のとおりバスの納車まで相当期間がかかるだろうという見込みは当初から立っておりまして、バスメーカーとのいろいろ情報交換なりをしていた段階で、4、5か月で当初、納車は可能であろうということで手続を進めていたということでございます。

あと、今回バス購入断念いたしましたして修繕に切り替えたのはいつかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、先ほどお話ししました、市町村課とのやり取りが8月の5日にこちらで投げかけて、お盆を挟んで回答きましたのは17日でございますので、その結果を踏まえまして課内で検討しまして、上司のほうに報告したのはお盆明けということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 某メーカーのそういう問題あったゆえに、当初計画の購入が修繕という方針変更せざるを得なかったという点は理解できますが、8月3日の段階でそういう購入しようとしたものがメーカーの不祥事といいますか、それで購入が達成できないと。事業達成ができないというような、そういう情報が入ってきた。ほかメーカーも万葉バス、メーカーの在り方を考えれば他社当たれば、現在、日本のバス製造業界の姿からすればいろいろ見える部分もあるわけですが、8月3日の段階でそういう令和4年度現在、ほかのバスを代替で運行している、前にもいろいろ意見が出た問題です。それが変更せざるを得ないという方向、そういう情報が入ってきたのが8月3日であれば、8月4日に総務民生常任委員会で万葉バスの利用状況等を課長から説明も受けました。その辺で何か一言あってもよかったのではという思いを正直しています。非常に残念だと。その辺課長いかがですか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 佐野議員おっしゃるとおりで、その辺につきましてはちょっと一言ご説明できたのではないかというふうに反省してございます。

しかしながら、3日のあるバスメーカーの状況も踏まえまして、他社のメーカーとのやり取り、そして市町村課とのやり取りもあって、ある程度の方向性が見えた段階で説明というふうなことでしたと思っておりましたけれども、そのあとは常任委員会のほうに報告できなかつたので常任委員長さんにはこういう状況ですというようなことでお話をさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第43号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第43号、令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案第43号を別紙でご説明申し上げます。

1ページ、ご覧いただきたいと思います。

令和4年度大衡村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正に係る規定で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,153万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,435万1,000円とするものでございます。

第2条は補正予算に係る規定でございます。第2項ですね、失礼いたしました。

第2条は地方債の補正に係る規定で、第2表でご説明申し上げます。

5ページ、ご覧いただきたいと思います。

第2表地方債の補正です。変更でございます。道路橋梁整備事業債、こちらが3,820万円から3,340万円増額し7,160万円とするものでございます。こちらの内訳は、村道舗装補修事業として、平林線、鑑沢線に係るもので3,230万円、あとは小沓掛漆沢線舗装補修事業で110万円でございます。

あと、辺地対策事業債につきましては3,730万円から1,960万円を減額し1,770万円とするもので、先ほどのバス購入に係る分の減額でございます。

災害復旧債3,010万円から790万円を増額し3,800万円とするものでございまして、庁舎の修繕等に係るものでございまして、当初の計画より議場の天井を総入れ替えて、あと補強を図るといふことの補正に伴うものでございます。

次に、8ページ、事項別明細書でご説明申し上げます。

2の歳入です。

1款2項1目固定資産税1億円の増、償却資産の増によるものです。

11款1項1目地方特例交付金542万2,000円の増、交付額確定によるものです。

14款1項3目衛生費負担金19万8,000円の増。

15款1項4目教育使用料1万円の減、村民プール使用料でございます。

16款1項2目衛生費国庫負担金1,411万1,000円の増、こちらにつきましてはワクチンの4回目、5回目の接種費用に係る部分です。

2項1目総務費国庫補助金140万円の増、説明記載の補助金で、転入転出ワンストップサービスに係るものでございます。3目衛生費国庫補助金518万5,000円の増、こちらにつきましてはワクチン接種に伴う補助金でございます。6目教育費国庫補助金112万5,000円の増。

次に、17款1項2目衛生費負担金2万5,000円の増。

2項4目農林水産業費県補助金227万4,000円の増、説明記載の2件分でございます。

5目教育費県補助金40万円の増、説明記載の補助金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

17款2項6目振興総合補助金38万円の増、説明記載の2事業分です。

18款2項1目不動産売払収入586万5,000円の増、こちらにつきましては衡下糸繰地内の村有地の払下げによるもので、6月30日に収入済みでございます。

20款1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金1万8,000円の増、2目介護保険事業勘定特別会計繰入金427万円の増。

2項1目財政調整基金繰入金2,000万円の減、2目減災基金繰入金8,000万円の減、5目ふるさと基金繰入金28万6,000円、7目明神揚水機施設維持管理基金繰入金10万円の増、8目赤水処理施設維持管理基金繰入金208万4,000円の増、11目企業立地促進基金繰入金2,000万円の減でございます。

21款1項1目繰越金2,499万4,000円の増、こちらは前年度の繰越金でございます。

22款5項1目雑入171万2,000円の増、こちらにつきましては説明記載の5補助金に係るもので、上から3番目の町村地域活性化促進等助成金につきましては、こちらは県町村会の助成金でありまして、万葉まつりに充当しているものでございます。

次に、12ページ、ご覧いただきたいと思います。

23款1項1目土木債3,340万円の増、説明記載の2事業分です。4目総務債1,960万円の減、こちらも説明記載の住民バスの購入に係るものでございます。5目災害復旧債790万円の増、こちらは地方債のところでご説明申し上げました庁舎の災害復旧関連でございます。

次に、歳出でございます。13ページ、ご覧いただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費55万7,000円の増、こちらにつきましては主なものは18節負担金補助及び交付金の44万3,000円で、行政区振興費として衡中駒場地区の集会所駐車場補修に係る補助金です。3目財政管理費19万円は、職員の時間外手当でございます。5目財産管理費463万4,000円、こちらにつきましては災害復旧に伴います議場等の天井の補給等によります追加工事分でございます。6目企画費1,909万8,000円の減、こちらにつきましては備品購入のバスの購入費用の2,208万4,000円の減、こちらが主なものでございまして、あとは10節需用費につきましてはそのバス購入を減額し修繕に切り替えたということで修繕料の計上が240万円でございます。

続きまして、14ページ、15ページ、ご覧いただきたいと思います。

2款1項10目諸費5万円の増、説明記載の補助金でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費524万3,000円の増、こちらの主なものにつきましては12節委託料の引っ越しワンストップ支援サービスに係るものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費24万6,000円の増、3目老人福祉費31万1,000円の増、4目障害者福祉費6万8,000円の増、次に5目福祉センター管理費143万円の増、こちらにつきましては14節工事請負費といたしまして福祉センター玄関のタイル修繕に係るものでございます。

2項5目児童保育費につきましては、子ども・子育て支援事業としての18節負担金補助及び交付金と22節償還金利子及び割引料でございます。

6目児童福祉費92万円の増、こちらにつきましては、障害児通所支援事業に係るものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費101万5,000円の増、主なものにつきましては10節需用費の100万円、こちらはコロナ生活用品の支援事業に係るものでございます。

次のページ、16、17ページ、ご覧いただきたいと思います。

2目母子保健費29万9,000円の増、説明記載の扶助費でございます。3目予防費1,921万円の増、こちらにつきましては主なものは説明記載の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るもので、12節委託料1,734万7,000円でございます。あとは、4目環境衛生費64万1,000円の減。

17ページにいきまして、5款1項1目農業委員会費12万9,000円の増、こちらにつきましては17節備品購入費9万3,000円で、タブレット購入に係るものでございます。2目農業総務費14万6,000円の増。3目農業振興費368万1,000円の増、こちらは説明記載の補助金でございます。5目農地費125万4,000円の増、こちらにつきましては農業用施設維持管理費に係る委託料、賃借料、原材料費となっております。

次に、18、19ページ、ご覧いただきたいと思います。

6款1項1目商工総務費59万7,000円の増、こちらにつきましては万葉まつりに係る職員手当等と10節需用費につきましては、PR用の紙袋購入代でございます。3目排水管理費5万円の減。

19ページ、ご覧いただきます。

7款2項1目道路維持費17万6,000円、用地買収費でございます。2目道路新設改良費3,500万円の増、工事請負費で平林線、鑑沢線に係るものでございます。

4項3目下水道費432万7,000円の減、繰出金の減額でございます。

5項2目定住促進住宅管理費117万円の増につきましては、10節修繕料が主なものでございます。

次に、20ページ、21ページ、ご覧いただきたいと思います。

8款1項4目災害対策費120万円の増、職員手当でございます。

9款1項1目教育委員会費6,000円の減、2目事務局費6万5,000円の減。

21ページにいきまして、2項1目学校管理費2万5,000円の減、主なものにつきましては、10節需用費の修繕料で空調室内機等の修繕でございます。あと、2目教育振興費167万8,000円の増、こちらの主なものについては10節需用費の修繕料でスクールバスの車庫の修繕でございます。

3項1目学校管理費57万9,000円の増、こちらも主なものは10節需用費の修繕料で、

野球グラウンドのベンチの修繕等が主なものでございます。2目教育振興費2万2,000円の増。

続きまして、22、23ページ、ご覧いただきたいと思います。

9款4項1目社会教育総務費23万4,000円の減、こちらは万葉まつり規模縮小による事業費の減額でございます。

5項1目保健体育総務費93万円の減、村民体育大会中止によるものでございます。2目体育施設管理費80万9,000円の減、こちらは村民プール一般開放中止によるものでございます。3目学校給食センター管理費65万6,000円、こちらは10節需用費といたしまして修繕料が65万6,000円となっております。

次、23ページ、ご覧いただきたいと思います。

10款1項2目大衡村排水処理施設維持管理費208万4,000円の増、こちらの主なものは10節需用費の修繕料で、ポンプ交換に係るものでございます。3目明神揚水機維持管理費10万円の増。

あとは、13款1項1目予備費につきましては1,518万9,000円の増でございまして、こちらはさきの大雨等による災害関連に充用しておりますので、それらを補うものというものと、あとは財源調整というふうになってございます。

あとは、24ページにつきましては、給与費明細書となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午後11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 歳出の財産管理費の中の工事請負費463万4,000円という計上がされています。

課長の説明では、議場の修繕費という説明でした。

そして、その前の6月補正において910万円ほどの修繕費の補正が庁舎管理のほうで行われています。その中では、平林会館と議場という形での予算を計上していたはずな

んですけども、合わせて1,000万円を超すという金額になるんですけども、最初の6月補正で行われた910万円のうちに議場の改修費の予算はどのくらいであったのか。そして、今回の補正によるこの予算で間に合うのか。

結局、最初の見積りと全然違う、実際ばらして見たらここも駄目だった、あそこも駄目だったということになるわけなので、予算の見積り段階できちんと査定ができていたのか、その辺の考え方もお伺いします。

さらに今回予備費で1,500万円ほど増えているわけなんですけれども、結局予備費というのはいろんな財源調整なり、余ったお金、繰り越されたお金なんかが入ってくるのが普通であって、わざわざ予備費に1,500万円の補充をするというような考え方はどんなものなのか、なぜその1,500万円超のお金が予備費に充当されたのか、その目的。一応説明では、災害復旧のという説明はありましたけれども、それだったら最初から農地の災害復旧等々の予算に充当するというような考え方で進めたほうが、結局予備費1,500万円という金額は何に使ったか、我々議会としてはよく把握できないんですよ。目的がよく見えない。そういうところもあるので、農地の災害復旧に使うのであればそちらのほうに当初からそちらのほうに予算を計上すべきだったのではないかと思うんですけども、その辺の考え方を伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、第1点目の庁舎の修繕関係でございます。

6月補正予算で計上させていただいた修繕費というものにつきましては、概算というところなんですけれども、今回の外観で見た際の修繕費を計上したものでございまして、確かに言われるとおり、今回の補正の額も大きいということでの質問だと思うんですけども、その辺につきましては実際にこの足場を組んで照明器具を全部外して天井の中を見た際に、天井から下り下げているところの部分のステイといいますか、その部分のクリップが外れているというところが多数あったということと、その天井材を支えているステイというものが曲がっていたというようなことで、それらの交換と修繕も補強もすべきだというようなことで、ないと安全性が保たれないというようなことで、業者の見立てではございますけれども、そのようなことで今回議場の天井を全て取り壊して今回、その補強と合わせまして、クリップも今後外れないといいますか、そういった外れ防止用のクリップと、あとそれらも補強するというようなことでの増額でございます。

当初、補正でお認めいただいていたのが960万円ほどでございましたので、今回、新

たにその予算残額と合わせまして463万4,000円で、総額1,423万4,000円を見込んでの計上でございます。

あと、2点目の予備費につきましては、おっしゃるとおり予備費の在り方といいますか、その辺の考え方というものがあろうかと思えます。今般、予備費も既にもう充用済みということでございますので、今後何らかの災害等に備えまして、その辺も一旦充用を1,500万円をしていますので、それらを予備費の予算として元に戻すと言ったらあれですけれども、当初予算並みに予算額を確保するということと、あと財源調整でございまして、言われるとおり、その災害復旧事業費、今回予備費充用したものであるものは、災害復旧、道路河川等の実施設計を早急に行わなければいけないというようなことで、議員言われるとおり、臨時議会なりの補正あるいは専決補正予算というようなことだと思うんですけれども、今回はそのようなことで予備費にも予算があったということも含めまして、早急にそのような手続もしなければならないということで、今回、予備費から充用させていただいたものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今の説明の中で、平林会館と議場との修繕費の割合の説明はちょっとなかったと思うんですけれども。

最初、議場の修繕費、足場を組まないといけないという説明ですけれども、はしごを使うなり、脚立をつけるなりして点検口というのはあると思うんですよ。そこで中身を確認することができなかったのか。それによって、このくらいの修繕費がかかると、専門業者であれば把握できると思うんですよ。2回にも3回に分けて補正予算を組んでやるんじゃなくて、実際こうやってやるとこのくらいの予算がかかりますよと。そのときに6月なりで960万何がしという金額じゃなくて、1,500万なり何なりの修繕費を計上する、そういうような予算措置をするべきではないのかと。ばらしてみたらここも駄目だった、あそこも駄目だった、そういうようなドロアー方式のやり方でこういう改修、修繕するというのは、はっきり言ってとても稚拙な方法だと思うんです。やるのであればきちんと見積りを取るなり、早急性は認めます。ですが、その中にもきちんとした予算計上を組むべきではないかと思うんですけれども、その辺の考え方。

それから、予備費の件も予備費をある程度残しておきたいという考えは分かりますけれども、本来そういう目的のための予備費だとは思わないので、きちんと必要なところに予算を計上する、災害復旧のためであれば災害復旧費のほうにきちんと予算を計上す

る、そのための臨時議会なり、あるいは専決でも構いません、やるのであれば、本当に緊急性を要するのであれば。議会を開催、招集する時間もいとまも惜しいからやりました。その結果、専決でありました、そういうようなことがあってしかるべきだと思うんです。予備費の中には、そういう予算が1,500万円も、実際どのくらい使ったかちょっと分かりませんが、予備費を使うということは実際どういうのに何ぼ使ったか分からないんですよ。実際、その事業にどのくらい使ったかというのを確認する議会として議員として見る必要性は十分あると思うので、その辺の考え方を改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の平林会館と庁舎との割合、事業費の割合ということでございますが、平林会館の集会室だけを見ますと、ちょっとお待ちください。この平林会館だけを見ますと約4、5%の割合でございます。

あとは、議場の分は、ちょっとお待ちください。49%になりまして、あとほかに宿直室、あとは庁舎等平林会館のエキスパンションジョイント部分に係るもので、今の比率につきましては直工費ベースでございます。

あと、2点目の点検口から直接見る方法もあったんじゃないのかというご質問でございますけれども、その辺も足場をかけないとなかなか見れないというようなことで、業者の話ですとそのようなことでございます。

私も実際その照明器具を外して、天井材も一部落としていたときに見た際に、なかなかその点検口だけから見た部分ではある程度クリップが外れているとか、そういったところまでしかちょっと確認できなかったというようなこともありましたので、やはり全体的に足場をかけて天井材を外して状況を確認するというようなことが、そこまででないとなかなかその見積りも立てづらかったのかなというふうに感じてございます。

あと、3点目の予備費につきましては、おっしゃるとおり先ほどお話ししましたけれども、補正予算の在り方であるとか予備費の考え方、いろいろ考え方はあるかと思えますけれども、その状況に応じて今後予算措置等に留意していきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 今の予備費はいいです。分かりました。

修繕費、庁舎の修繕費なんですけれども、何かわざと分かりづらく説明しているのかなんか、もっと簡単に1,400万円という予算を計上しているのであれば、議場に幾ら、平

林会館に幾ら、給湯室なりその他の修繕に幾らというような、大きな大体の目安でも構いませんからそういうことで説明していただいたほうが誰でも分かると思うんですよ。何%とか何とかじゃなくて、議場に何百万円、平林会館に何百万円、あと給湯室なりその他廊下なりのそういうところの修繕にどのくらいというような、もっと分かってもらえるような努力の説明をお願いしたいと思います。

以上。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大変な指摘、そのとおりだと思います。

細かい数字の件は課長に答弁させますけれども、概略的なもので当初、この災害復旧で3月の地震によってダメージを受けた場所を復旧するということの計画でありました。

そのとおりなんですけれども、平林会館と庁舎のつなぎ目、何っていうの、エキスパンションというつなぎ目、あそこは前から雨漏りしたりいろいろあったんですけれども、その部分が上から部分を押さえている金具ですか、金具っていうんですか、そういったものが落下した。そういったことでこれはちゃんとした修理をしなければならないなということで、そこから始まったわけでありまして。

そのほかいろんな部所が、地震で傷んでいるところ、そういったものを修理するということの始まりでありました。

議場についても、天井の何か杵みたいなのがこう曲がっていたり、いろいろありました。議長席の上のほうなんか、本当にあわやというような感じもあったようにも伺っております。あるいは、村長の上のほう、あるいはいろんなところが外れて脱落寸前だったようなことでありまして、それを修復しようというのがまず発端でありまして、その修復するために、議場のことを言えばですよ、修復するために点検しなければならないということでの、何て言いますかね、当初は足場を組んで、足場組むというか、リスターとが足場を組んだり、いろんな方法あると思いますけれども、そういうことで修理をしようと思っていたところでありましたが、その際、天井裏を確認したわけです。そしたれば、それを押さえている、吊り天を押さえている金具が地震の影響で何て言うんですかね、外れていると。脱落した。それが言ってみれば、この間の今年の地震でそうなったのか。あるいはその前から、3月何だ、大震災とかいろいろあったんですけれども、そのときになったのか。これはよく検証をまだしていないというか、分からないという感じでありまして。本来であれば、その当時にちゃんとしていけば防げたかもしれ

ませんし、今回が外れたのか、それはちょっと分かりませんが、いずれにしても天井裏をちゃんと点検したときにこういうふうになってたということで、これまでの予算計上では間に合わないということでの補正予算計上というふうに相成ったものであります。

個々の数字等々につきましては、課長のほうから説明をさせたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 大変申し訳ございませんでした。

先ほどお話しした割合等になりますけれども、これを金額ベースで申し上げます。現場管理とか一般管理の経費等ありますけれども、総額になっていきますので、多少のずれはあろうかと思いますがご容赦いただきたいと思います。

まず、議場に係る部分の直工費等の金額でございますが、約890万円ほど。あとは、平林会館と宿直室等に係る部分が260万円ほど。あとは、庁舎と平林会館に係る分が約173万円ほどとなっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 15ページ、福祉センターの管理費の中の工事請負費、ようやく玄関のタイル修繕が来るんだなと思って、喜ばしくこの補正を見ていたんですけども、こちらのこの予算の中で部分的な修繕になるものなのか、全面的な修繕になるものか、詳細をお伺いしたいと思います。

あともう1つです。このページの保健衛生総務費、需用費の中の100万円消耗品費についてですが、コロナ生活用品という説明がございました。こちらについても詳細をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず、センターの玄関のタイルの補修関係ですけれども、前面というよりは部分という形になります。というのは、スロープとかそちらのほうは全然傷んでいない関係ございまして、今回傷んでいるのは階段部分とそこからちょっと奥も叩くとちょっと浮いている部分がありますので、そういったところを修繕という形になります。

あと、保健衛生総務費の需用費100万円、こちらはコロナにかかった家庭の濃厚接触者向けにはなるんですけども、こちらの生活支援の物資ということで1セット約1万円弱になりますが、こちらのセット、昨年度からやっている事業でございます。今年度

が、ちょっとお待ちください。すみません。令和3年度から始まってまして、令和3年度の2月、令和4年の2月からこちらの事業始まってまして、令和3年度中は11セットを実績としてございます。令和4年度9月の2日受付分まででございますが、現状で120セット程度、126セットほどの申込み受けがでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君） 部分的な改修だという部分で、何かちょっともったいないなという部分があったんですけども、この予算の中でそれしかできないので仕方ないという部分もありますけれども、大衡の場合、障害者の車の止める部分からスロープになる部分って遠いところにあるんですよね。庁舎のところの玄関もそのとおりです。やはりそういう部分で、やさしさに欠けている部分があるのではないかなとずっと思っていた部分がありました。だから修繕のときに、もしかするとそういう部分も解消されて、あの部分はやはり年配の方々が多く利用される施設でありますから、やはりそういう部分の配慮もこれからやっぱり必要であると同時に、そういうようなことも考えた上での予算であれば、まだまだよかったのではないかなと思っているところでもあります。その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

また、コロナの生活用品、1セット1万円弱、そして令和3年度は2月からで、令和3年度分は11セット、あと、令和4年度については126セットという説明でよかったと思うんですけども、やはり今回この時期に来て、大衡村、人数の割にはとても多いコロナ患者さんがいまして陽性の方々がいまして、これに対して大衡村でこの支援をしているということは本当誇りに思うところでもあります。

そんな中で、やはり私が今回、ちょっと生活困難者というか、少し生活費、非課税確定の方ですか、そういう方から電話いただきまして、食べるものがなくなったというときに電話いただいたんですね。やはりそういう方々ってこの支援があるということが分からなかったりするわけです。やっぱりそういう部分の生活弱者とか困難者の方々に対して、もう少し、やっぱり個人情報などはあるとは思いますが、そういう部分でもっと啓発活動というんですか、こういうときには本当に困ったときにはすぐ電話くださいって、電話番号までも分かるような形の支援をしていくのが、今からのやっぱりみんなで優しく、本当に同じような生活ができるというような部分を謳っているのであれば、そういうことが必要だと思うんですけども、その辺りについてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まず、工事の関係でございますけれども、こちらの修繕するに当たって議員おっしゃるとおり、私どものほうでも障害者の駐車スペースから、いわゆるそのスロープがセンターのほうは逆についているということで、階段そのものを取り払いまして全面スロープという考えもございまして、そういったものができないものかということで、そういった検討もいたしました。

工事費の見積り等も取ったんですけれども、ちょっと金額等があれを逆につけたりとかすると、手すりなんかもまるつきりつけ直しということになりますので、工事費のほうが今回計上させていただいている金額より3倍4倍という金額になってしまうような見積りでございましたので、今回はちょっと修繕のほうを中心という考えでの計上でございます。

あと、生活支援物資のほうでございしますが、チラシとホームページ等でも周知はしているものの、やはり全体的にはまだまだ行き届いてないのかなあというふうには思っております。今後もこの事業続きますので、広く周知してまいるように努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 農業振興費について伺います。

17ページの歳出ですが、負担金補助金、2つの事業で368万1,000円の追加ということですが、事業の詳細をまず伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをさせていただきます。

まず、環境整備支援事業補助金につきましては、農地の整備とかそういったものについて村として補助しているものでございまして、当初で予算を700万円ほど取っておりましたが、執行状況がおおよそその予算額に達する見込みとなりましたので、今般、今後の需要見込み等を見まして150万円ほど追加をさせていただいたものでございます。

それから、農地の利用効率化等支援交付金、国の事業でありますけれども、文字どおり農地の利用効率化ということで、そういったことを進める法人に対して県を通じて補助する制度がございまして、1法人村内でその事業に手を挙げたところがありまして、今回、内示をいただいたものですから、歳入のほうにも同額入っておりますけれども、218万1,000円ほど予算を計上させていただいて補助する予定となっているものでござい

ます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3 番（石川 敏君） 環境整備事業、当初で700万円の予算化して、ほぼ執行が近いということで、今回、150万円の追加なんですけれども、今のところ執行の状況、こういった充当事業が多いのか、その辺の内容を伺いたいと思いますし、あと150万円の予算化について予定としてはこういったものに対してどの程度の金額ということで積算しておられるのか、その内訳です。

あと、農地利用の効率化支援事業、国の全額国費が入ってくるわけなんですけれども、法人に対してということなんですけれども、具体的にはこういった事業内容になるんでしょうか。利用効率化といってもちょっと漠然としているものですから、具体的な事業内容を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 1 点目の環境整備支援事業補助金の関係でありますけれども、まず金額的なものについては700万円に對しまして、現在申込みがあつて完了してないものも含めてですけれども、696万1,000円ほどもう見込みが出ておりますので、残額3万9,000円程度となっておりますので、現在ご相談等あるものについては若干待っていただいているというか、予算が認められた後ということでお話はさせていただいているところでございます。

細々ありますけれども、私どもで区分しているものとしては、農地、あと農業用施設、あと一昨年でしょうか、追加となっております大型特殊免許の取得ということでございますけれども、その内訳としては、農地の部分で25件ほど、施設の面で10件、免許取得で6件ほど現在来て今のような金額の申請が出ているという現状でございます。

それから、2点目の農地利用効率化等支援交付金でありますけれども、国の資料に基づく説明でありますけれども、まずもって「地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて生産の効率化に取り組む場合に必要な農業用機械、施設の導入を支援する」というような事業でございます。

ご存じのとおり、農地の集約ということで担い手に集約することを国では、令和5年度まで8割を目指すという目標を掲げております。現在5割程度でありますけれども、宮城県ではさらに9割という目標を持っているところでございます。そういった中で、ひと・農地プランに位置づけられました経営体などが、地域が目指すべき将来の集約化

に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて生産の効率化に取り組む場合に、先ほどと関わりますけれども、必要な農業機械や設備の導入を支援するというものでございます。

具体的な内容でありますけれども、対象となる事業者でありますけれども、今申し上げましたひと・農地プランに位置づけられたこの大衡村内であればその中で中心的な経営体として今後続いていくようなところ、継続的な農地利用を図るものということで村が認めたものということになっております。その中で先ほど申し上げましたとおり、補助対象内容については、トラクターやコンバインなどの農業機械や乾燥機などの施設ということになっております。補助につきましては、税抜きで10分の3ということになっておりまして、金額の上限が300万円というふうになっているものでございます。

それで、その事業のエントリーしまして、各項目が設定されておりまして、それらの中でポイント制ということで、ポイントの高いものから採択になるというような方法が取られているものでございます。

今般については、800万円のコンバインを購入する法人の事業ということでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 環境整備、現在までの申込みあった内容、計数とか今お話しされましたけれども、ちょっと今回の追加の分の150万円というのは、具体的には何が幾らというところまでの積算というのは、特にはないんですね。トータルで150万円という考え方なんですか。その辺一つ、ちょっとざっくりなんだから内容的にもう少し詳しく積算してあるのであれば、お話しいただきたいと思います。

あと、農地利用の効率化につきましては、今話されましたように法人の農地の集約化、そのための必要な機械の導入費等の補助金だということでお話しされましたが、具体的に法人名とか、800万円ぐらいのコンバイン導入というのは予定なそうですけれども、法人名どこどこっていうところまでは答弁はできないんでしょうか。どうなんでしょうその辺。もう少し詳しくお話しいただければと思うんですけれども。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 環境整備補助金の積算の関係でありますけれども、いろいろと先ほど申し上げましたとおり、これからの見込みということで、例年、過去何年か分の実績を見まして計上しているものでありますけれども、なかなかそこも財政との折衝等もありまして、こういった金額になったということでございます。

それから、具体的な2点目の法人名ということですが、アグリ457でございます。

議長（細川運一君） 3回終わっておりますので。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 13ページですか、総務管理費の中の一般管理費の中で行政区振興費として44万3,000円、この説明の中で駒場の駐車場の舗装というお話だったんですけども、集会所ですね。駐車場の舗装というお話あったんですけども、どのような舗装の工事だったのか、まずもってそれをお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） こちらのほうの行政区振興費につきましては、先ほど企画財政課長の説明のとおり、駒場集会所と衡中集会所の駐車場の整備工事でございます。

駒場集会所につきまして、これについては当初、何ていうんでしょうかね、ポンプアップの水というか、配水がちょっと漏れていたと。それで駐車場の継ぎ目からちょっと水が湧き出ていたということがありまして、そちらのほうを場所を特定いたしまして、その部分の何ていうんでしょうね、配水管、管ですかね、管は農業のほうの補助金でやって、その復旧部分、その掘削した復旧部分の舗装について、行政区のいわゆる駐車場の補助金を充当したというような内容でございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今の説明聞きますと、農業用水のポンプアップしているパイプ、そちらのほうもすっかり修理になったと理解してよろしいでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 水を流した結果、漏れは当然なかったという形でございますので、その部分については修繕になったというふうには認識しているところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 13ページの企画費、先ほど辺地債変更しました備品購入の関係と、14ページの福祉バスの関係について2件質問します。

まず1件目、住民バス購入から修繕に変更したと。そして、この修繕240万円も辺地債でいくと。その場合、償還期間内に更新、先ほど辺地債変更の際に石川議員からも質問ありましたけれども、すぐさま万葉バス更新ということないだろうなということに、課長の説明はすぐさま更新時期は迎えませんというような答弁あったと思うんですけど

ども、今回の辺地債、要するに修繕分辺地債認められたと。その償還期間内に更新時期が来ないことを祈るわけですが、その辺の考え、どのように見ているのか。

あともう1点は、14ページの福祉バスの24万6,000円の消耗品、これ何なのか。今現在万葉バス、黄色い万葉バスの代替で走っているバスの福祉バスというのはあのバスだと思うんですけども、その辺何なのか伺いたと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 1点目の企画費の中の需用費、修繕料でございます。

こちらの修繕料につきましては、辺地計画等でもご説明申し上げましたとおり、購入費を断念して修繕に充てるというようなことでございます。そちらにつきましても辺地債を充当するという計画でございます。

この辺につきましても、市町村課等とも協議してございまして、もともと修繕しようとしているバスも辺地債を充当して購入したものでありますので、そのバスを期間ある程度寿命を延ばすといえますか、そういったことがあれば充当が可能ですよというようなことでございますので、償還期間云々というような市町村課との回答というのはございませんでした。

今後、それらの起債の充当に当たっていると市町村課等とも協議をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 福祉バスの需用費24万6,000円でございますが、こちらはタイヤの購入になります。1号車のタイヤと、あと当初でもスタッドレスタイヤ計上はしていたんですけども、タイヤの価格が上がってございまして、そちらの差額分も計上させていただきます。こちらタイヤ1台分とその差額分合わせて24万6,000円の計上というふうになっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） まず、最初の償還期間内に更新を迎えることはないでしょうねという担当課としてのその辺の考え方を私は伺ったつもりなんです。市町村課といろいろ検討する中で、今回240万円の辺地債、これの償還期間内に240万円投じて今回修繕するわけですが、更新という時期を迎えることは来ない、来る、その辺の考え方は担当課としてどうだったのかということをお伺いします。

あと、2点目の福祉バスは、万葉バスで代替運行しているやつの車両だと思うんです

が、そのような場合は福祉バス、ここで言う民生費扱いでなく、逆に万葉バスとして予算措置をする必要、その辺の考えは持たなかったのか。消耗品ですよ、あくまでもタイヤであれば。その辺福祉バス、本来万葉バスが不具合生じなければ、そういうタイヤ更新の時期を迎えなかったんでないかと。その辺の考え方は予算科目上、費目上のことですが、考えたのかどうかその辺伺った次第です。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の万葉バスにかかります辺地債の考え方でございますけれども、今回修繕費を辺地債に充当したということになりますと、その後に更新時期を迎えるのではないかというお考えだと思っておりますけれども、償還期間内に多分更新時期は来るのだらうとは考えてございます。その辺につきましても、市町村課との話の中では、購入ではないので車両の耐用年数とも過ぎているのであれば修繕をしてある程度寿命を延ばす、そういうようなことであれば充当も可能ですよということですので、その辺につきましては、償還期間内に更新時期が来たとしてもその辺の繰上げ償還というところまではいかないのかなというふうに考えてございます。

あと、2点目の福祉バスの関係でございますけれども、確かに2月の4日ぐらいだったと思っておりますけれども、エンジンの不具合によって緊急的にといたしますか、福祉バスの1号車を万葉バスに代わりとして使わせていただいています。

それらのこともありますので、確かに言われるとおり、実質万葉バスとして使っておりますけれども、予算の科目上としてそのバスの管理につきましては、福祉課のほうの予算で計上してございますので、そういうようなお考えもありませんけれども、科目上今回このように計上させていただいたということでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと、修繕と購入は別な考え方で繰上償還等はまず、償還期間内に更新事業計画されても繰り上げるようなことはまずないという理解しましたが、それでよいのか。

あと、福祉バスですね、毎日毎日プロドライバーが運転、今ミヤコーのほうでやっているわけですよ。見ますと、前にも申し上げましたけれども、何ていうか、村の財産なあとこの思い、正直に言いますと、言葉を選んで申し上げます。あの辺毎日毎日の走行を考えればタイヤ、それはやっぱり予算上のことは課長言うとおりでございまして、万葉バスとして、住民バスとして走っているわけですので、特異な例というか、

予算云々でなくその辺やっぱり実際かかった経費を見る場合は住民バスにかかった経費ということでの見方が妥当でないのかなというふうに思ったものですから、質問した次第です。その辺最後に伺います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） まず、1点目の辺地債の関係につきましては、そのとおりでございます。修繕費の辺地債の充当におきましては、繰上償還等がないものというふう

に認識してございます。

2点目の福祉バスにつきましては、おっしゃることも分かるんですけども、現在の万葉バスをミヤコーバスさんに委託して運行を委託しております。その中で運転手、毎日同じではないので、その運転手の方の運転の仕方といいますか、その辺もあろうかと思いますが、今回補正予算でお認めいただきましたら、従来の万葉バスを早急に修繕して、借りております福祉バスを従来の目的のとおり使用していけるように考えてございますので、ご理解いただきたいと思

議長（細川運一君） 赤間しづ江さん。

5番（赤間しづ江君） こういうご時世ですから、決まり切ったあれだと思

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） 今後のスケジュールというのがどういったことかなんですけども、一般的に3回目ないし4回目皆さんなさっている最中かと思

あと、議会初日、村長のご挨拶で申し上げたとおり、最終日に追加提案ということで、今後5回目の接種、オミクロン株対応のワクチンの接種を集団接種という方向性で黒川4市町村で動いておりますので、その前の14日の全協のほうで詳しく説明させていただきますが、そういったものも考えておるとい

議長（細川運一君） よろしいですか。ほかに。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 14ページです。

特殊詐欺の撃退電話購入、少額かもしれませんが、どのぐらい予算を取っていて、どういう実績なのか。

それから、戸籍住民台帳の詳細な内訳ですね、説明願います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） 特殊詐欺の関係、撃退電話の関係でございますが、当初5万円でするので1台1万円という計算で5台分という形でございますが、今現在、一応交付決定まではいきませんが、6名の方の県のほうの特殊詐欺の撃退電話の補助もありますので、そちらの方6名いらっしゃると思いますので、こちらのほうにも県のほうから照会来ますので、その方が6名という形になっております。

あと、今現在2人、2人ですかね、ちょっと相談している方いらっしゃると思いますので、当然今のところは全員が申し込めば8名という形になりますので、今現在、当初予算では5名でございますので、都合10台分の何ていうんですかね、予算をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 戸籍住民基本台帳総務費の524万3,000円につきましては、既に改修が終えております業務及び付表アプリケーションの改修に伴うCSメモリーの増設業務で23万4,000円、引っ越しワンストップサービスに係る導入費用といたしまして496万6,000円でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 特殊詐欺の内容、大体把握しましたけれども、現実的にそういう被害なり電話多くなっていると。詐欺自体も本当に巧妙になっているというふうなところで、現実的にそのぐらいの応募って少ないなあというふうな感じですが、率直には。もっと皆さんこういった支援があるので被害に遭わないように、もっと導入すればいいなというふうに感じているんですけれども、このことを担当している課としてどういうふうに感じているのか。

それから、基本台帳費の中のワンストップの資料もいただきましたけれども、若干説明が足りないのではないかなというふうなところもありますので、どういったことなのかということ、簡単にでいいので説明願えればと。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（佐野克彦君） この特殊詐欺の関係については、毎日ですかね、県警のほうからメール、こういった岩沼ですとか富谷ですとか、こういった手口でこういった特殊詐欺がありますよというふうなメールが毎日来ております。

当然ですね、この特殊詐欺の関係については、広報ですとかそういった広報紙ですとか、そういった部分ではお知らせはしておりますが、県のほうですね、県のほうのいわゆる補助金のほうの部分がかなりアップしたと、枠が増えたということもあって結構増えたという経緯がございます。

ただ、固定電話、お年寄りの方になろうかと思えますけれども、固定電話が多分ほぼぼぼなんだろうなというふうに思っておりますし、条件的に日中1人である、1人というか、老人世帯の部分の子供さんはいるんですけれども、働きに行っているとかといういろいろな条件がありますので、そこら辺の条件等々もちょっとどのようになるかわかりませんが、できる限り弾力的に運用して行って、当然PR等々も当然しなくちゃいけないと思っておりますので、そういった部分で前にも高橋議員だったでしょうか、そういった例えばいきいきサロンとかそういったところに出向いて、そういったPRもしたほうがいいんじゃないかという話もありましたので、そういったことも検討した上で普及活動に努めていきたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 説明不足で大変申し訳ございませんでした。

今回の引っ越しワンストップサービスにつきましては、住基法の改正によりまして他自治体との住基の連動を図るのが義務となっております、そちらの改修につきましては、令和3年度よりの繰越明許費で既に予算措置をしているところでございます。

この改修に合わせまして、村ではマイナンバーカードの普及促進も図る上で、国で推奨しておりますマイナポータルを利用したもので、転出が役場に来なくてもできるという仕組みを導入いたしまして、さらにマイナンバーカードを所持している方の利便性を図るということで、今回の改修ということで予算の計上をさせていただきました。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

午後0時15分 休 憩

午後1時15分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤昌一議員届出によりまして午後からも欠席でございます。

日程第6 議案第44号 令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第44号、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 議案第44号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第44号別紙、令和4年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ132万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,332万5,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

6款1項1目繰越金132万5,000円の増、前年度繰越額832万5,127円によるものでございます。

次に、歳出でございます。

2ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費2万7,000円の増でございます。説明記載にあります国保中

央会に対するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向けの中間サーバー等の運営負担金でございます。

9 款予備費129万8,000円につきましては、財源調整になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第45号、令和4年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第45号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,606万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

6 ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金432万7,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

5 款 1 項 1 目繰越金438万8,000円の増です。令和3年度決算確定によるものでございます。

歳入については以上です。

続きまして、歳出について、次のページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目総務管理費 6 万 1,000 円の増です。10 節需用費といたしまして、消耗品費の増額でございます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 46 号 令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第 8、議案第 46 号、令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） それでは、議案第 46 号別紙によりご説明申し上げます。

別紙 1 ページをお開き願います。

議案第 46 号別紙、令和 4 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,074 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 9,637 万 8,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

9 款 1 項 1 目繰越金 5,074 万 7,000 円の増、前年度からの繰越金による増額でございます。

す。

7ページ、お開き願います。

歳出でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金399万9,000円の増、基金へ積立てをするものでございます。

6款1項2目償還金3,888万4,000円の増、令和3年度実績に伴う国・県並びに支払基金への補助金交付金の返還分の計上でございます。

2項1目一般会計繰出金427万1,000円の増、令和3年度分事務費等の実績による一般会計への繰出し分の計上でございます。

8ページをお開き願います。

7款1項1目予備費359万3,000円の増額は、財源調整によるものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第47号、令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第47号別紙でご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和4年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,565万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

4款1項1目一般会計繰入金64万1,000円の減です。歳入歳出調整によるものです。

5款1項1目繰越金229万9,000円の増です。決算確定によるものでございます。

続きまして、歳出について次のページをお願いいたします。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費165万8,000円の増です。2節、3節、4節それぞれ人件費の補正でございます。

次ページに給与費明細書をつけておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第48号、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 議案第48号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

議案第48号別紙、令和4年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、

次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,837万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金31万1,000円の増でございますが、保険証の再交付による郵便料の増額に伴う補正でございます。

4款1項1目繰越金29万円の増でございます。前年度繰越額29万1,640円によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費31万1,000円の増、歳入でご説明いたしました役務費、郵便料の増額分でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金27万2,000円の増、出納整理期間中の納付分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金1万9,000円の増額と、次のページをお願いいたします。

4款予備費1,000円の減額につきましては、財源調整になります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 報告第2号 放棄した債権の報告について

議長（細川運一君） 日程第11、報告第2号、放棄した債権の報告についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案書14ページをお願いいたします。

報告第2号、放棄した債権の報告についてでございます。

大衡村私債権管理条例第12条の規定に基づき、村の債権について別紙調書のとおり放棄したので、同条例第13条の規定により報告します。

内容につきまして、次のページ、別紙でご説明申し上げます。

債権放棄調書でございます。債権放棄の年月日は令和4年3月30日でございます。令和3年度中に放棄した債権は水道料金で、債権放棄の事由といたしまして、条例第12条第1号該当の法人の事業休止によるものが法人数が3社で、件数が29件、金額は9万6,923円で、年度別の内訳は記載のとおりとなっております。

条例第12条第2号該当が8名の94件、金額が69万5,426円で、内訳といたしまして債権者が行方不明によるものが4名で19件、金額が5万8,668円。債権者が死亡し、かつ相続放棄されたものが4名で75件、金額が63万6,758円で、年度別の内訳は記載のとおりとなっております。

以上のことから、令和3年度中に放棄しました水道料金の合計額は79万2,349円になるものでございます。

以上、報告いたします。

日程第12 報告第3号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（細川運一君） 日程第12、報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） それでは、議案書16ページをご覧くださいと思います。

報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率、並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものです。

次の17ページ、ご覧いただきたいと思います。

報告第3号別紙でご説明申し上げます。

最初に、1の健全化判断比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第3条に基づくもので、上の表の左から4列目以降に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率とありますけれども、財政の早期健全化や財政の必要性を判断するためのものとして、これら4つの財政指標を健全化判断比率として定められております。本村の場合、いずれにつきましても赤字になっていないため、数値として表れずに「-」の表記となっておりますが、参考までに実数値を申し上げます。実質赤字比率はマイナス2.92%、マイナスの2.92%、連結実質赤字比率はマイナスの23.87%、マイナス23.87%、将来負担比率はマイナス14.5%、マイナス14.5%となっております。実質公債費比率は、昨年度と同率の5.8%となっております。

次に、2の資金不足比率の公表等です。これにつきましては、財政健全化法第22条によるもので、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、経営状態の悪化の度合いを示すものでございますけれども、法適用水道事業、法非適用下水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、以上の3会計につきましても資金不足には該当しないため、数値として表れずに「-」の表記になっているものです。参考までに実数値を申し上げますと、法適用水道事業はマイナスの270.37%、マイナス270.37%、法非適用下水道事業特別会計はマイナスの1.30%、マイナス1.30%、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計はマイナスの0.17%、マイナスの0.17%となっております。

以上、ご報告とさせていただきます。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から令和3年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） 令和3年度の大衡村普通会計財政健全化審査意見書を述べます。

今、財政課長から報告があったとおり、報告第3号別紙に基づいて審査した次第であります。

多分議員の皆さん、開いているんですよ、意見書。

まず、1、審査の方法ですけれども、この財政健全化審査は地方公共団体の財政の健

全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、先ほど言ったように村長から提出された健全化判断比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類を見て、それが適正かどうかということを主眼として実施するものであります。

審査した期間というのは、7月26日から7月28日。

そして、3番目の審査結果。総合意見としまして、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した事項は、いずれも適正に作成されており、比率は国が定めている早期健全化比率を下回っていることを認められました。

各比率の状況ですけれども、先ほど企画財政課長が言ったとおりでありまして、健全化判断比率、それから早期健全化基準、財政再生基準とありますけれども、①の実質赤字比率については、先ほど財政課長も言いましたけれども、一般会計の赤字の大きさを村の標準財政規模に対する割合で表したものであります。それが結局、赤字がなしということで数字は出てきません。そして、括弧の数字が先ほど課長も申したとおり、実際の比率がマイナスの2.92ということになります。早期健全化基準というのは、早く言えばこういう数字を超えてしまえばイエローカード、イエローですよということです。それから、財政再生基準というのは、この数字になったらレッドカードですよということで捉えてもらえればいいのかと思います。

次の連結実質赤字比率については、村の会計、全会計を対象にした実質赤字比率等の村の標準財政規模に対する比率を表しております。これについても赤字なしということで数字は出てきません。括弧については、先ほど財政課長が言ったとおり実際の数字となります。

3番目、実質公債費比率。これは3か年平均かと思いますがけれども、これについても5.8ということで、昨年と同じ数字になっています。これについても大丈夫ですよということです。

それから、4、将来負担比率。これは将来負担がなし。これは将来の負担額に対して充当可能な財源等が上回ったので算定されないということになります。この数字も将来負担がないということで、数字は出てきません。

(2) 個別意見としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、実質赤字になっておらず良好と認められる。

③の実質公債比率について、令和3年度の実質公債比率は5.8%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好であると認める。

そして、(3) 是正改善するところは特にありませんということで、報告意見書をまとめております。

以上です。

次に、地方公営企業会計経営健全化審査意見書。

これについてですけれども、これも財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、実施しておるものであります。実施期間は、7月26日から7月28日としております。

審査結果。総合意見といたしまして、いずれの会計においても国が定める健全化基準を下回っているということが認められました。

この健全化の審査をするということは、先ほど財政課長も言いましたけれども、赤字が大きくなって一般会計に影響を及ぼすことがないように事前にチェックするという意味で、これをやっているということです。

この表を見てもらえれば、先ほど財政課長が言ったとおりの数字になっております。

(2) の個別意見、資金不足比率については、水道事業会計、下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、いずれも令和3年度の資金の不足金はない。今のところ良好な状態であります。

(3) 是正改善するところは特にありませんでした。

以上です。

議長（細川運一君） 以上で報告を終わります。

日程第13 認定第1号 令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第2号 令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第3号 令和3年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第4号 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第5号 令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第6号 令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

日程第19 認定第7号 令和3年度大衡村水道事業会計決算認定について

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、お諮りをいたします。

日程第13、認定第1号、令和3年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第2号、令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第3号、令和3年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第4号、令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第5号、令和3年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第6号、令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第7号、令和3年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上7件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第13、認定第1号から日程第19、認定第7号までの7件は一括議題といたします。

各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明願います。

企画財政課長。一般会計について説明願います。

企画財政課長（残間文広君） それでは、一般会計についてご説明申し上げます。

決算書1ページ、2ページご覧いただきたいと思います。

歳入です。

1款村税1項の村民税から4項のたばこ税まで、合わせまして収入済額15億3,681万492円、不納欠損額71万7,512円は、村民税・固定資産税・軽自動車税の3税目分です。収入未済額5,954万5,548円で、たばこ税を除く3税目分です。

2款地方譲与税1項の地方揮発油譲与税から3項の森林環境譲与税、合わせまして収入済額5,174万9,000円です。

3款1項利子割交付金から7款1項地方消費税交付金まで、予算現額並びに調定額、収入済額が同額で、3款1項利子割交付金22万円、4款1項配当割交付金202万5,000円、

5款1項株式等譲渡所得割交付金233万6,000円、6款1項法人事業税交付金3,249万5,000円、7款1項地方消費税交付金1億9,385万1,000円、8款1項ゴルフ場利用税交付金、収入済額1,894万8,132円です。

9款1項環境性能割交付金から次のページの13款1項交通安全対策特別交付金まで、予算現額並びに調定額、収入済額が同額で、9款1項環境性能割交付金479万8,000円、10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金2,385万7,000円、11款1項地方特例交付金1,666万4,000円、12款1項地方交付税9億7,722万1,000円。

次のページ、お願いいたします。

13款1項交通安全対策特別交付金109万2,000円、14款分担金及び負担金1項の負担金、収入済額70万6,466円です。

15款使用料及び手数料、1項の使用料、2項手数料合わせまして収入済額9,662万330円、収入未済額は15万2,000円となっており、住宅使用料です。

16款国庫支出金1項の国庫負担金から3項の国庫委託金まで、合わせまして収入済額9億9,850万1,004円、1億1,145万3,000円の収入未済となっており、これにつきましては繰越明許9件分、戸籍住民基本台帳費・社会福祉費・道路橋梁費・都市計画費に係る国庫補助金分です。

17款県支出金1項の県負担金から3項の県委託金まで、合わせまして収入済額2億5,133万6,121円です。

18款財産収入1項の財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして収入済額1億4,478万6,720円です。

19款寄附金1項の寄附金、収入済額で901万4,000円です。

20款繰入金1項の特別会計繰入金、2項基金繰入金、合わせまして収入済額7億5,508万7,219円です。

21款繰越金1項の繰越金、収入済額7,011万9,386円です。

22款諸収入1項延滞金、加算金及び過料から4項の雑入まで、合わせまして収入済額4,004万2,863円です。収入未済額が91万6,567円で、内訳は学校給食費21万6,567円、農地中間管理機構集積協力金返還金70万円です。

次のページ、お願いいたします。

23款1項村債、収入済額が4億7,260万円、収入未済額1億400万円で、繰越明許の道路橋梁費と都市計画費分です。

歳入合計といたしましては、予算現額が58億9,363万2,000円、調定額が59億7,766万5,360円、収入済額が57億88万733円、不納欠損額は71万7,512円。予算に対する収納率は96.7%です。収入未済額が2億7,606万7,115円、この中には繰越事業分が含まれておりますので、その分を除きますと滞納繰越額は6,061万4,115円となっております。

続きまして、次のページ、お願いいたします。

歳出についてご説明申し上げます。

1款1項議会費、支出済額が8,379万9,344円です。

2款総務費1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、合わせまして支出済額15億4,804万1,136円です。前年度比8億2,795万6,252円の増で、基金の積立てや統廃合が主な要因でございます。

3款民生費1項の社会福祉費から4項の災害救助費まで、合わせまして支出済額10億9,689万2,643円となっており、対前年度比5億328万5,186円の減で、前年度の新型コロナウイルス感染症対策としての定額給付金事業5億9,467万3,944円が影響しているものでございます。

4款衛生費1項の保健衛生費から3項の上水道費まで、合わせまして支出済額4億168万656円です。

5款農林水産業費1項農業費、2項林業費合わせまして支出済額2億215万949円です。

6款1項の商工費、支出済額1億8,344万4,507円です。

7款土木費1項の土木管理費から5項の住宅費、合わせまして支出済額9億3,108万3,781円、翌年度繰越額2億2,471万8,000円となっており、繰越事業7件分です。

8款消防費1項の消防費、支出済額が1億7,804万3,038円です。

次のページ、お願いいたします。9ページ、10ページ、ご覧いただきたいと思っております。

9款教育費1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、合わせまして支出済額が3億9,921万9,651円です。

10款災害復旧費1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費合わせまして支出済額が7,872万3,612円です。

11款1項公債費、支出済額3億6,963万4,525円です。

12款諸支出金、支出済額1億2,691万3,470円、前年度比1億2,445万1,158円の増で、土地開発基金廃止に係ります一般会計での買戻しによるものです。

13款予備費824万5,000円で、支出はございません。

歳出合計で、予算現額が58億9,363万2,000円、支出済額が55億9,962万7,312円、予算に対する執行率につきましては95%となっており、翌年度繰越額2億2,755万8,000円は繰越事業9件分です。

歳入歳出差引残額1億125万3,421円となっておりまして、このうち基金繰入といたしまして5,000円を繰入れしているところです。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 続きまして、住民生活課長。国保・後期高齢会計について説明願ひます。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、認定第2号令和3年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の113ページ、114ページをお願ひいたします。

歳入合計でございますが、予算現額が4億8,382万8,000円に対し、調定額5億782万6,125円、収入済額が4億8,366万3,194円、不納欠損額が109万825円、収入未済額は2,307万2,106円でございます。予算の執行率は99.97%となっております。

次に、115、116ページをお願ひいたします。

歳出合計でございますが、予算現額は歳入と同額で、支出済額が4億6,533万8,067円、不用額は1,848万9,933円でございます。予算の執行率は96.18%となっております。

歳入歳出差引残額は1,832万5,127円となり、そのうち基金繰入金は1,000万円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、121ページ、122ページをお願ひいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございますが、調定額1億1,124万5,062円に対し、収入済額8,708万2,131円、収納率は78.28%となり、不納欠損109万825円は4名分でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金、収入済額3億3,540万730円につきましては、1節普通交付金3億1,934万1,730円が保険給付費相当分で、2節特別交付金1,605万9,000円は備考欄記載の5件の交付金、負担金等でございます。

2目災害臨時特例補助金12万9,000円は、東日本大震災による被災者の一部負担金減免に係る補助金と新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免分に対するものでございます。

4款の財産収入2万8,530円につきましては、124ページの備考欄記載3件の基金利息

でございます。

5款1項1目一般会計繰入金3,595万4,589円、一般会計からの法定繰入で、1節保険基盤安定繰入金は低所得者に対する保険税軽減分として1,599万7,080円、2節は低所得を多く抱える市町村を支援する保険者支援分で857万6,589円でございます。3節職員給与費等繰入金896万920円につきましては、職員1名分の人件費、事務費及び徴税費に係る繰入れでございます。4節出産育児一時金等繰入金56万円は出産育児一時金に対する費用の3分の2を繰り入れるものでございます。5節財政安定化支援事業繰入金186万円でございますが、保険財政の健全化及び低所得・高齢者層の割合が高いなどの財政事情に対する繰入れでございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、1,500万円の基金取崩しを行っております。

6款繰越金889万9,987円は、令和2年度からの繰越金でございます。

7款諸収入110万1,427円でございますが、一般被保険者の延滞金、交通事故による求償事務委任による第三者納付金、資格喪失後に受診した者の返還金等でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。127、128ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、支出済額634万8,126円の主なものとしては、職員1名分の人件費並びに事務費等や国保情報データベースシステム被保険者マスター等の保守料などが主なものでございます。2目連合会負担金47万4,302円は、国保連合会への運営費に対する村の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費162万507円、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、郵便料、コンビニ収納に係る手数料及びシステムレンタル料などの費用でございます。2目納付奨励費135万7,955円は、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金及び納税貯蓄組合連合会への運営費補助金でございます。

3項1目運営協議会費3,587円は宮城県国保運営協議会連絡会市町村分担金でございます。村の国保運営協議会につきましては、令和2年度同様、コロナ禍により書面決議としたものでございます。

次に、129、130ページをお願いいたします。

2款1項療養諸費2億8,358万9,878円、前年度比1,247万8,544円の増となっております。

2項高額療養費3,646万9,863円、前年度比69万7,236円の減でございます。

4項出産育児諸費84万円、出産育児一時金2件分でございます。

5項葬祭諸費40万円、国保の被保険者が死亡され、葬儀を執り行った方へ1件当たり5万円を支給するもので、8件分を支給しております。

次のページ、131、132ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業費納付金1億2,339万1,468円は、県で医療費や所得の水準により決定した納付金でございます。

4款共同事業拠出金13円につきましては、退職者医療制度に対する拠出金でございます。

5款1項1目保健衛生普及費140万9,523円は、主なものとしましてはレセプト点検員の人件費と保険証更新時に同封する各種パンフレット代や医療費通知、ジェネリック差額通知作成委託料などがございます。

133、134ページをお願いいたします。

2目疾病予防費15万円は、脳ドック助成15名分でございます。

2項1目特定健康診査等事業費830万1,645円の主なものにつきましては、12節委託料786万8,456円で、特定健康診査と特定保健指導業務に係る委託料でございます。

6款基金積立金2万9,000円は、財政調整基金の利息相当分の積立てでございます。

8款諸支出金95万2,200円につきましては、保険税の歳出還付と県補助金の返還金分でございます。

以上、主なものについてご説明申し上げました。

続きまして、認定第6号令和3年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書の197、198ページをお願いいたします。

歳入合計でございますが、予算現額5,806万1,000円に対し、調定額5,876万4,460円、収入済額5,819万480円、収入未済額57万3,980円となり、予算の執行率は100.22%で前年度比84万7,218円の増でございます。

次のページ、199、200ページをお願いいたします。

歳出合計の予算現額は歳入と同額で、支出済額5,789万8,840円となり、不用額は16万2,160円でございます。予算の執行率は99.72%、前年度比186万397円の増でございます。

歳入歳出差引残額は29万1,640円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、205ページ、206ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料でございますが、調定額3,730万7,240円に対し、収入済額3,673万3,260円でございます。

1 項 1 目の特別徴収保険料につきましては収納率100%となっており、2 目普通徴収保険料については収納率95.76%となっております。

2 款使用料及び手数料1万2,800円につきましては、督促手数料でございます。

3 款 1 項 1 目事務費繰入金720万9,201円は、職員1名分の人件費及び事務費等に対する一般会計からの繰入れでございます。2 目保険基盤安定繰入金1,289万3,760円は低所得者に係る軽減分、及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰入れでございます。

4 款繰越金130万4,819円は、令和2年度からの繰越し分でございます。

5 款諸収入3万6,640円につきましては、保険料還付金が主なものとなっております。

続いて、歳出の主な内容にご説明申し上げます。209、210ページをお開き願います。

1 款 1 項総務管理費583万9,500円、こちらは職員1名分の人件費及び事務費分でございます。

2 項徴収費136万9,701円は、納税貯蓄組合への奨励金、帳票等の印刷代などが主なものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金5,026万3,020円につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計からの繰入れの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

3 款諸支出金につきましては、保険料還付金2万9,600円と、次のページの一般会計繰出金39万7,019円が主なものでございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。下水道、戸別合併処理浄化槽、水道会計について説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、決算書137、138ページをお願いいたします。

認定第3号下水道会計の決算についてでございます。

初めに、歳入についてでございます。

歳入予算合計2億4,731万円に対しまして、収入済額は2億5,051万6,272円、予算に対して101.3%となっております。不納欠損額は4名分で2万3,250円であったことから、収入未済額は36万3,870円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

予算額 2 億 4,731 万円に対しまして、支出済額 2 億 4,562 万 8,265 円で、予算に対する執行率は 99.3% となっております、歳入歳出差引額は 488 万 8,007 円となっております。

内容につきまして、事項別明細書でご説明を申し上げます。

145、146 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金 318 万 3,240 円、内訳といたしまして、1 節公共下水道受益者負担金につきましては 6 名分、2 節維持管理負担金につきましては、大和町からの糸繰ポンプ場の維持管理負担金となっております。

2 款 1 項 1 目下水道使用料、収入済額 1 億 1,146 万 5,634 円、不納欠損額 2 万 3,250 円、収入未済額 36 万 3,870 円で、収入未済額は前年度比 3.2% 増、不納欠損額は 4 名分で、収納率は 99.65% となっております。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 1 億 491 万 3,000 円。

4 款繰越金は 789 万 7,526 円。

5 款 1 項 1 目雑入 4,872 円につきましては、利子及び水道事故に係る弁償金分となっております。

次のページをお願いいたします。

6 款 1 項 1 目下水道事業債 2,290 万円につきましては、国道 4 号下水道管の移設詳細設計業務分と、公営企業法・法適化移行支援業務分となっております。

歳入については以上となります。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1 款 1 項 1 目総務管理費 6,530 万 9,331 円の主なものといたしましては、12 節委託料は公営企業法・法適化移行支援業務、下水道使用料の徴収委託・事務委託、あと消費税の申告業務分、18 節負担金、補助及び交付金は、吉田川流域下水道維持管理負担金と日本下水道協会、全国町村下水道推進協議会の負担金分となっております。2 目管渠管理費 2,169 万 1,770 円、こちらは污水管 64 キロメートル及び污水マンホールポンプ場 13 か所に係る維持管理経費で、主なものは 10 節需用費はマンホールポンプ場の電気料が主なもので、12 節委託料は下水道施設維持管理業務及び流域下水道の水質検査業務分となつて

おります。

2 項 1 目公共下水道建設費1,958万5,500円につきましては、国道4号の下水道管の移設詳細設計業務分となっております。2 目流域下水道建設費184万8,000円につきましては、吉田川流域下水道の建設負担金分となっております。

次のページをお願いいたします。

2 款公債費 1 億3,719万3,664円につきましては、令和3年度末未償還元金9億8,865万4,000円に係る償還元金及び利子分となっております。

下水道会計につきましては、以上となります。

続きまして、浄化槽会計につきまして183、184ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてでございます。

予算額、歳入合計4,553万8,000円に対しまして、収入済額4,568万4,216円となっております。予算に対して100.3%となっております。収入未済額は、20万8,600円となっております。

続きまして、歳出について次のページをお願いいたします。

予算額4,553万8,000円に対しまして、支出済額4,328万5,187円で、予算に対する執行率は95.1%となっており、歳入歳出の差引額は239万9,029円となっております。

内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

191、192ページをお願いいたします。

歳入についてでございます。

1 款 1 項 1 目合併処理浄化槽分担金78万2,000円です。浄化槽7基分の受益者分担金となっております。

2 款 1 項 1 目下水道使用料、収入済額1,750万1,600円、収入未済額20万8,600円です。令和3年度末393基に係る使用料となっておりまして、収納率は98.8%となっております。

3 款 1 項 1 目循環型社会形成推進交付金333万9,000円、浄化槽9基の新設に係る補助金分で、補助率は3分の1となっております。

4 款繰入金1,400万円。

5 款繰越金231万6,388円。

6 款諸収入44万5,228円につきましては、預金利子及び次のページの消費税の還付金分となっております。

7 款 1 項 1 目下水道事業債730万円につきましては、浄化槽9基新設に係る起債とな

っております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出について195、196ページ、お願いします。

1 款 1 項 1 目 合併処理浄化槽管理費3,137万5,213円、職員1名分の人件費と、令和3年度末現在ですが、393基に係る維持管理経費で、主なものは10節需用費はブロー等の修繕費、11節役務費は法定検査手数料、12節委託料は保守点検、清掃等に係る委託料と公営企業の法適化移行業務がおもなものとなっております。

2 目 合併浄化槽建設費909万2,292円、主なものは14節の工事請負費で、浄化槽9基分の設置工事費となっております。

2 款 公債費281万7,682円は、令和3年度末未償還元金7,850万6,000円に係る償還元金及び利子となっております。

浄化槽会計につきましては、以上となっております。

続きまして、水道会計について213、214ページをお願いいたします。

まず、水道会計の3条予算、収益的収入及び支出の収入についてでございます。

第1 款 事業収益、予算額2億6,278万9,000円に対しまして、決算額2億6,440万943円、予算に対して100.6%、前年度比2.8%増となっております。内訳といたしまして1 項 営業収益、決算額2億1,832万4,737円、主なものは水道使用料、一般会計の負担金分となっております。

2 項 営業外収益4,607万6,206円、主なものは一般会計補助金、水道加入金、長期前受金の戻入となっております。こちら前年度と比較しまして営業収益で12.8%増、営業外収益で27.6%減と大きく増減がありましたけれども、こちらは前々年度、令和2年度にコロナの関係で水道料金を3か月減免しこの相当額を一般会計補助金として歳入があった関係が主な要因となっております。

次に支出について、第1 款 事業費用、予算額2億6,278万9,000円に対しまして、決算額2億2,955万7,102円、執行率は87.4%となっております。内訳といたしまして1 項 営業費用が決算額2億2,134万3,650円、主なものは県への受水費、施設の保守管理点検、修繕費等となっております。

2 項 営業外費用、決算額736万7,379円、主なものは企業債利息、支払消費税分となっております。

3 項 特別損失84万6,073円、こちらは水道料金の不納欠損11名分と過年度使用料の還

付金分となっております。

次のページをお願いいたします。

次に、4条予算の収益的収入及び支出についてでございます。

初めに収入でございます。

第1款資本的収入、予算額879万円に対しまして、決算額879万1,036円です。内訳といたしまして第1項開発負担金332万6,304円、2件分の開発負担金です。2項工事負担金546万4,732円、こちらは善川遊水地関連での水道管の移設工事に係る保証金となっております。

次に、支出についてでございます。

第1款資本的支出、予算額4,850万6,000円に対しまして、決算額4,571万9,801円。内訳といたしまして、第1項建設改良費、決算額2,877万8,300円、こちら主なものは中央監視装置のリース料、善川遊水地関連の水道管の移設工事、国道4号関連の移設設計業務分となっております。

第2項企業債償還金、決算額1,694万1,501円、こちらは令和3年度末未償還元金1億7,178万2,451円に係る償還金となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,692万8,765円は、過年度損益勘定留保資金で補填したものでございます。

次のページをお願いいたします。

217ページ、損益計算書でございます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引きました営業利益につきましては776万1,106円の赤字となり、3番の営業外収益と4番営業外費用を加味しました経常利益につきましては、3,392万2,674円の黒字となりました。さらに、6の特別損失といたしまして不納欠損額を差し引きました当年度の純利益につきましては、前年度比18.4%増の3,308万1,485円の黒字となり、当年度の未処分利益剰余金は1億410万4,414円で、前年度比46.6%の増となっております。

次に、218ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

1の営業活動によるキャッシュフローと2の投資活動によるキャッシュフロー、3の財務活動によるキャッシュフロー合わせまして資金の増減額が2,067万645円の増となったことから、資金の期末残高は前年度比4%増の5億3,809万2,137円となっております。

次のページをお願いいたします。

4の余剰金計算書でございます。

当年度の変動額は、資本剰余金の開発負担金の受入れ302万3,913円と、利益剰余金の当年度純利益3,308万1,485円、合わせまして3,610万5,398円の増額であったことから、当年度末の残高は前年度比4.5%増の8億4,005万2,861円となっております。

219ページの下段の部分、(5)の剰余金処分計算書は表のとおりで、当年度の処分はありませんでした。

次のページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資本の部の固定資産の合計につきましては、前年度比2.2%減の9億5,778万6,982円で、2番の流動資産の合計につきましては、前年度比3.8%増の5億6,882万8,989円。

右に行きます。222ページですが、上段の負債の部につきましては、3の固定負債と4の流動負債、5の繰延収益合わせた負債の合計は前年度比5%減の6億8,656万3,110円。

下段の資本の部でございますが、6の資本金と7の剰余金合わせた資本の合計は、前年度比4.5%増の8億4,005万2,861円となりまして、負債及び資本の合計はそれぞれ前年とほぼ同額の15億2,661万5,971円となっております。

最後に、223ページ、お願いいたします。

7の重要な会計方針に係る事項に関する注記につきましては、前年度と変更ございません。

また、次ページ以降の附属資料は後ほどご覧をいただければと存じます。

都市建設課分につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を2時40分といたします。

午後 2時25分 休 憩

午後 2時40分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。介護保険会計について説明願います。

健康福祉課長（金刺隆司君） 令和3年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

153、154ページをお開き願います。

歳入予算合計 6 億4,691万6,000円、調定額 6 億7,406万1,712円、収入済額 6 億7,177万5,853円、収入未済額228万5,859円となっております。決算額の前年度比は806万5,376円の増となっております。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

歳出予算現額に対しまして歳出済額 6 億2,101万7,962円、予算に対する執行率は96%、前年度比2,058万4,567円の減でございます。歳入歳出の差引残額は5,075万7,891円となっております。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。161、162ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料、 収 入 済 額 1 億 3,908万9,043円、収入未済額 228万5,859円、未納者数24名でございます。収納率は現年度分が99.7%、過年度分が20.4%となっております。

次に、3 款 1 項 1 目 介 護 給 付 費 負 担 金、 収 入 済 額 1 億 2,504万7,517円、法定負担率は給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2 項 1 目 調 整 交 付 金、 収 入 済 額 2,623万9,000円、2 目 地 域 支 援 事 業 交 付 金（ 介 護 予 防 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 ） 487万8,400円、補助率は25%でございます。3 目 地 域 支 援 事 業 交 付 金（ 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 ） 351万5,435円、補助率は38.5%になっております。4 目 地 域 支 援 事 業 交 付 金（ 包 括 的 支 援 事 業 ・ 社 会 保 障 充 実 分 ） 4 万 9,665円、補助率は38.5%となっております。

次のページをお開き願います。

5 目 保 険 者 機 能 強 化 推 進 交 付 金 53万3,000円、6 目 保 険 者 努 力 支 援 交 付 金 55万8,000円、7 目 その他補助金・交付金66万9,000円、こちらにつきましては備考欄 2 件分の補助金でございます。

4 款 1 項 1 目 介 護 給 付 費 交 付 金 1 億 5,345万円、40歳から65歳未満の 2 号 被 保 険 者 保 険 料 に 係 る 負 担 分 で、 負 担 率 は 27% とな っ て お り ま す。2 目 地 域 支 援 事 業 交 付 金 525万 1,000円、負担率は同じく27%となっております。

5 款 1 項 1 目 介 護 給 付 費 負 担 金 8,793万円、居宅分が12.5%、施設分が17.5%の負担率となっております。

3 項 1 目 地 域 支 援 事 業 交 付 金（ 介 護 予 防 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 ） 244万2,125円、補助

率は12.5%でございます。

次のページをお開き願います。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）175万7,717円、補助率19.25%です。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）2万4,832円、補助率19.25%です。

7款1項1目介護給付費繰入金6,916万2,570円、法定負担分12.5%相当分となっております。2目その他一般会計繰入金1,612万187円、職員1名分の人件費相当分と介護認定等に係る事務費の繰入れ分となっております。3目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）237万8,000円、負担率12.5%、いきいきサロン等介護予防事業に係る事業の負担分となっております。4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）187万6,000円、負担率19.25%、職員1名分の人件費及びケアプランの作成等包括的支援事業などに係る事業分となっております。5目低所得者保険料軽減繰入金611万5,000円。6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・社会保障充実分）4万5,000円、負担率19.25%です。

167、168ページをお開き願います。

8款1項1目介護サービス計画収入177万470円、要支援1・2に係る地域包括支援センターが作成するケアプラン収入でございます。

9款1項1目繰越金2,210万7,948円、実績による令和3年度予算で国に返還する国県の補助金1,762万6,826円を差し引きますと、実質繰越額は448万1,112円となっております。

10款3項2目雑入83万4,440円、1節受益者負担金につきましては、はつらつ塾、元気アップ教室の参加費の負担金でございます。2節後期高齢者医療制度特別対策事業補助金は、いきいきサロンの業務委託料に係る後期高齢者の割合相当分の補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

171ページ、172ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費752万1,250円、主なものは職員1名分の人件費、及び12節委託料110万円は制度改正に伴うシステム改修費でございます。

2項1目賦課徴収費146万613円は、保険料賦課徴収に伴う各種帳票の印刷代、郵便料、コンビニ収納ソフトウェアレンタル代が主なものでございます。

3項1目認定調査等費253万3,128円、介護認定調査審査員の報酬及び主治医意見書作成料に係る経費となっております。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金135万1,000円、一部事務事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金でございます。本村審査件数は270件となっております。

2款1項介護サービス等諸費5億362万5,787円、1目の居宅介護サービス給付費から6目の地域密着型介護サービス給付費に係る年間延べ7,187件の介護サービス区分ごとの給付費でございます。

次のページ、お開き願います。

2項高額介護サービス等費1,332万3,810円は、1目高額介護サービス等費1,011件、2目高額医療合算介護サービス費64件分の給付費となっております。

3項その他諸費42万3,840円は、介護給付費支払審査に係る取扱手数料でございます。

4項特定入所者介護サービス等費3,592万7,124円、入所施設利用者等の食費、居住費の負担限度額を超える部分の補足給付でございます。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費1,051万8,972円、短期集中予防サービス事業である元気アップ教室と通所型サービスA事業のつらつ塾に係る経費でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費287万6,528円は、要支援者の介護予防ケアプラン作成委託料と介護予防プラン作成システム保守点検料となっております。

次のページをお開き願います。

2項1目一般介護予防事業費823万9,256円、保健師1名分の人件費及び介護予防事業のいきいきサロン、介護予防リハビリ指導に係る経費となっております。

3項1目総合相談事業費201万347円、主なものは会計年度任用職員1名分の人件費となっております。4目任意事業費540万453円、主なものは12節委託料221万3,453円。

次のページの19節扶助費310万4,000円で、ひとり暮らし老人の配食サービス、介護者のつどい、紙おむつ支給事業等に係る経費となっております。

4款1項基金積立金783万182円、年度末の基金残高は1,394万9,000円となっております。

6款1項償還金及び還付加算金1,286万8,030円、1号被保険者の保険料還付金及び令和2年度分の国県補助金等の精算による返還金でございます。

次のページをお開き願います。

2項繰出金475万8,796円、令和2年度の一般会計繰入金の精算によるものでございます。

介護保険事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から令和3年度各種会計の決算審査に係る意見を求めます。

和泉文雄代表監査委員。

〔代表監査委員 和泉文雄君〕

代表監査委員（和泉文雄君） それでは、決算審査意見書をご覧くださいと思います。

1ページをご覧くださいと思います。

第1. 審査の対象については一般会計及び特別会計の決算、1から6。それから、7の各種会計の決算附属書類、それから8、各種基金の運用状況、それから9番目の水道事業会計の決算が審査の対象としております。

それから、第2. 審査の期間は、6月27日から7月28日までの大体1か月間。

第3. 審査の方法ですけれども、村長から提出された先ほどの決算書並びに事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書、これらについて審査いたしまして、①としまして決算の計数は正確であるか、②予算の執行が適切かつ効率的に行われたか、③財政運営が健全であるか等に主眼を置いて、また公有財産、基金、備品の管理についても留意しながら帳票、書類を精査するとともに、必要な資料の提出と併せて各課の課長を含めて各課の職員を呼んで説明を受けて、審査を実施いたしました。

次、4. 審査の結果ですけれども、皆さんご存じのとおり、去年のあれは令和2年度、さらに今年の令和3年度についてはコロナウイルス感染症の影響によって例年ベースの事業ができていない、できなかったとそういう中での決算であったとなっております。

総括としましては、各種書類、先ほどの証拠書類を照合審査した結果、計数はいずれも誤りないと認めました。また、予算の執行は的確かつ関係法令等に基づいて行われており、おおむね適正と認めました。

一般会計を概観すると、前年度に比べて歳入は2億7,671万3,000円、5.1%の増で57億88万1,000円、歳出は3億557万8,000円、5.8%増加で55億9,962万7,000円となっております。

この歳入の5.1%の増の要因は何かと申しますと、先ほどの説明でもありましたけれども、国庫補助は減になっていますけれども、村税等や各種交付金、地方交付税などの伸びによるものであります。それから、歳出についての増加は、企業立地促進奨励金が増加したのと、基金を廃止した。それから、新しく基金を設置して積み立てたということで歳出が増えているという主な要因となっております。

次のページになります。

財政運営及び資金収支は効率的に行われており、基金も設置目的に従って運用され、その収益の処理も適正に行われておりました。

この辺ちょっと読んでいただきたいんですけども、真ん中辺りに決算審査に当たりその他改善及び要望する点などを下記のとおり記述しております。

読んでもらうと、1から7までについては、各種会計の未納額ですか、滞納整理、そういう関係の徴収関係についてを謳っております。1番については、税の関係ですけども、税務課の職員から1人県の地方税滞納整理機構に1人やっております。そのために未納額、滞納整理の件数が増えているという状態になっております。そして、今年からですか、今までは村民税、住民税の県民税関係を含めていないと滞納の整理ができなかったんですけども、今年からは住民税がなくても、例えば国保税のみ、例えば介護保険料のみだけでも徴収ができる、滞納整理ができるという話を伺いました。それによって、幾らかでも未納額が減るんじゃないかなと思われま。

あと、一番下に今後においても金額の多少にかかわらず、適正な債権管理を滞りなく執行されていただきたい。

ここで大事なんですけども、単なる不納欠損をここ数年やっているんですけども、単なる時効によっての不納欠損処分だけはしないでくださいということ、そして努力してください。徴収事務に努力してくださいということを謳っております。

それから、3番の水道事業会計については、先ほども課長のほうから説明ありましたが、水道事業の場合は税と違いまして私債権管理条例等に基づいて適切に滞納整理をやっていただきたいと思っております。

それから、4番の住宅使用料については、滞納が大幅に縮減したということで評価したいなと思っております。

6番の奨学資金、奨学資金関係の基金としてあるんですけども、議員の皆様もご存じと思うんですけども、奨学基金の現金の残高がちょっと多くなっております。今後、

奨学資金の内容を変えるとか、奨学資金の制度を変えるとか、そういうのがあればですけども、この現金で持っているのではあまり意味がないので、例えば一般会計に戻入れるとか、そういったことでそういうことを考えたかどうかということを謳っています。

それから、8番目、ここで大衡村公共施設等災害管理計画と書いていますけれども、これは平成29年から10年間ですので令和8年までの計画を作っているんですけども、その中に給食センターの建て替え工事等も入っているかと思います。さらに、今後、役場庁舎なり、あと中学校の校舎など多くの公共施設が老朽化が進んでいるので、その辺の早急な改善が求められているということで、次のページになります。その実施計画に基づいた今後の公共施設の整備をやっていただきたいなと思っております。

それから、9番目については、去年の監査意見書にもありましたけれども、備品の管理状況については、なかなか今の大衡村財務規則があるんですけども、その第164条の第3項の規定があるんですけども、そこに物品の品目というがあるんです。それを改定して早急にその辺の備品の管理の見直しをやったらいいんじゃないかということを謳っております。

第5の決算の概要については、右の表、水道会計を除いていますけれども、右の表が決算の総括表となっております。5ページの表を見ていただくと、繰越明許費が多い。これは令和2年度からの繰越明許なんですけれども、これは国の国土強靱化計画に基づく社会資本整備交付金事業が多いですね、この中の繰越しというのが。特に道路とか公園事業が繰越明許費になっております。それから、翌年度繰越金1億1,791万5,115円、先ほど説明ありましたけれども、令和3年度への繰越し、9事業ぐらいあるということを知っております。

6ページ、これは最近5年間の各種会計の歳入歳出決算の状況を謳っていますので、見ていただきたいと思えます。

それから、7ページですけども、これは決算書の附属資料でついていると思うんですけども、それを見ていただくと大体この財政分析についてはその表とダブっているところがあると思います。例えばページ8ページ、次のページを見ていただきたいんですけども、財政分析指標、これも過去3年間、令和元年度、令和2年度、令和3年度の比較ができるかと思えます。ここで財政力指数は0.70と書いて去年より0.022下がっている。これは基準財政需要額、この部分が増えたということで率が下がっております。

それから、定住出資比率、これについても96.8%から90.6%と大きく下がっていますけれども、これも分母の計上一般財源が、先ほど言いましたけれども、交付税等が増えたために分母が大きくなっているためにこのパーセントが下がっているということになっております。

あと、9ページと、この辺は次からの表の説明です。例えば10ページについては一般会計の歳入決算、歳出の決算額を、先ほど決算書で謳っていると通りの額を載せております。あと、収入未済額が2億7,606万7,000円、そのうち翌年度に繰越明許費等の財源となる額が2億1,545万3,000円です。そして、その分を引いた分6,061万4,000円。これは去年より234万6,000円減という形になっております。

それから、11ページ、これは目的別歳出ということで、各決算書に基づいた数字になっております。ここでちょっと着眼したいところは、2款の総務費、これが昨年度13.6%だったのが27.6%と増えている。これらについては、財政台帳、先ほども話しましたけれども、財政調整交付金、あと新しく公共施設整備の基金積立てが増になったということで総務費が増えております。

それから、3款の民生費、これは逆に減っているんです。昨年は30.2%だったのが19.6%。これについては、令和2年度は特別定額給付金、毎戸に10万円でしたっけ。を給付したというのがあったということで、額が多くなっているということで、令和3年度は下がっております。

あと、12番の資本支出金、これは毎年ゼロに近いんですけども、今年は2.3%という率になっています。これは財産収入、土地開発金の土地を購入した、その分が増になっていると思われれます。

次、12ページ、これは決算収支の推移ということで、ここで実質収支と、あと単年度収支、それから一番下の実質単年度収支、これを過去4年間を比較していただきたいと思います。一番下の実質単年度収支は3億8,736万8,000円という額になっていますけれども、ここでGの単年度収支はマイナスなんですけれども、積立金額H、これが4億1,137万7,000円。これは基金の積立て、先ほど言いましたこれが黒字要素になっているために一番下の実質単年度収支は3億8,736万8,000円という数字になったということです。

それから、資料6は、性質別財源内訳。これも自主財源と依存財源と分けていますけれども、これは毎年総額予算が変わるので何とも言えないんですけども、前年度と比

較してあと見ていただけたらなと思います。

次、14ページですけれども、これは繰越未納額、先ほど言ったとおり未納額、ここでBの数字、現年度分の収入未済額、全部で633万238円、前年度より50万円ぐらい減になっているということです。それから、令和3年度繰越未納額については、160万円ほど減になって6,061万4,115円という数字になりました。

15ページ、これも税と料の収入状況を表していますので、ご覧いただきたいと思いません。

それから、16ページ、これも義務的経費、投資的経費、その他の経費、これを表にして過去3年度、4年に遡って表していますので、比較していただきたいと思いません。

それから、表9、17ページ、地方債現在高の状況ですけれども、まず一番下、令和2年度末は36億6,589万9,000円、そして一番右側、37億8,086万2,000円、比較すると1億1,496万3,000円の増額になっております。起債ごとに見ると分かるんですけれども、公共事業債と臨時財政対策債が昨年度より増えているということです。どうしても事業をやるにあたって起債の借入れは必要になるかと思いませんけれども、ならば先ほど辺地債の話もありましたけれども、辺地債等というのは元利償還の80%が交付税算入になるという制度でありますので、できれば先ほど辺地債でいろいろ話もありましたけれども、名いっばい辺地債を使ったほうが有利なのかなと思われま。この辺、できれば交付税措置のある起債を使うのであれば、交付税措置のある起債は使ってほしいなと思いません。

次のページ、18ページは国民健康保険税の決算です。

下にありますけれども、年間平均国保世帯数は654世帯、前年度661世帯で減っています。あと、被保険者数も1,070名、前年度も1,097名となって、世帯数も被保険者数も平均ですけれども、ともに減少しているという状態になっております。それで、被保険者数、世帯数は減っているんですけれども、21ページ、ちょっとご覧いただきたいんですけれども、表の15を見ると、国保一般被保険者分療養給付金の推移を見ますと、1人当たりの療養給付費の額が去年より増えている。過去から見ても増えているんです。過去から見ても増えているということで、この辺、被保険者数が減っているのに、療養費が増えている。この辺なぜかということなんですけれども、この辺はどうしたらいいのかということ、保険給付費が伸びているということは話題になりましたけれども、療養費の抑制に村側で頑張してほしい。いかに病院にかからないようにさせるかということが大事なのかなと思われま。

国保は以上です。表については見ていただきたいと思います。

22ページ、下水道事業特別会計。

ここは、収入未済額が54万5,944円から36万3,870円と減っております。下に書いていますけれども、下水道事業会計は一般会計からの繰入金ほとんど、それがなければ事業やっつけいけないということで、効率的な事業運営に努めていただきたいなと思っております。

あと、表については見ていただきたいと思います。

次、25ページ、介護保険会計。

先ほども言いましたけれども、一番下の歳入歳出残額が5,075万7,891円と大きくなっています。そこで、ここに書いていますけれども、その要因は保険給付費が見込みより伸びなかったためであり、残額5,075万8,000円のうち、先ほど補正予算しましたけれども、4,343万7,000円が令和4年度で返還になる。この辺、さっきの補正予算とちょっと数字合わないかもしれませんが、その繰越した分は国に返還、先ほどはあと基金積立てをやっています。そういったことに充てているみたいでした。

あと、下の年度末の介護保険第1号被保険者数は1,679名、前年度は1,676名であり、要介護認定者数は321名、前年度334名となっている。ちょっと減っていますけれども、これはたまたまこれから逆に減るということあまりないんですけれども、たまたま減ったのかなと思うんですけれども、今後ますます要介護認定者が増えてくるのかなと思われます。そのために、介護保険会計については、健全な財政運営をやっていただきたい。そして、介護サービス等の提供がスムーズに図られるように努力していただきたいなと思っております。

次、27ページ、戸別合併処理浄化槽会計については、毎年大体何かが工事とかしない限りは同額の規模になる会計であります。年度末の合併処理浄化槽の村の管理分は393基、前年度386基となっています。

あと、話によりますと、令和6年度から戸別合併処理浄化槽と下水道事業会計が企業会計になるという話を聞いております。

あと、25表、27表、26表、この辺の表はご覧いただきたいと思います。

それから、30ページ、後期高齢者特別会計、これは被保険者数が809名、前年度818名で9名減であるということになっています。後期高齢者医療については、昨日の赤間議員の一般質問の中でもありましたけれども、今後、国保会計と同じように1人当たりの

医療費が昨年度より伸びているという話を聞いておりますので、この辺、昨日後期高齢の赤間議員の一般質問にもありましたけれども、県と一緒に保険事業の取組に取り組んでいただいて、介護予防と一体的な取組をしてほしいなと思っております。

次、32ページ、基金の運用状況です。基金の総額は53億6,194万9,000円で、前年度より1億1,677万6,000円増加しております。特別会計においても285万9,000円の増額となっております。先ほども話しましたが、令和2年度において4つの基金を廃止しまして、公共施設整備の更新に備えて新たに公共施設整備基金3億円を積み立てたということは非常によかったなと思っております。

あと、33ページについても、32ページの表と33ページの表については、各基金の令和3年度末の残高を載せておりますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

34ページ、9番の水道事業会計、概要としまして令和3年度末における給水戸数は1,703戸、給水人口は前年度より125名の減で5,633名、普及率は98.5%でした。年間給水量は85万4,097立方メートルとなり、前年度より2万2,118立方メートルの減となった。これは、前年度まで配水管の漏水があって、どこから漏れているか分からないということで無駄な水が流れていたということだったんですけれども、今年調査を行ったおかげで無収水量が減少したという話でした。有収率は前年度より4.6%増え、77.9%になっております。ちなみに、有収率が4.6%改善されると、1日当たり約108立方メートル、ドラム缶540本分の水が有効利用されたことになる。

あと、下の表も水道事業の業務量の推移を、これもご覧いただきたいと思えます。

それから、②の収益的収入及び支出、3条関係ですけれども、先ほど後藤課長のほうからも説明ありましたけれども、水道事業の収益の中の営業収益は増えています。112.8%増えている。これは先ほども説明あったように、令和2年はコロナ対策で基本料金を減免したということがあったために令和2年度は額が少なかったということです。

それから、右のページで上の収益とありますけれども、これは収益、水道事業収益と水道事業費、それを差し引いた額で3,308万2,000円が令和3年度の純利益となって、前年度対比513万7,000円の増となっております。

それから、③資本的収入及び支出、4条関係、これについては、黒い四角いぼちで資本的収入及び支出と謳っておりますけれども、資本的収入が879万1,000円、資本的支出が4,572万円、差し引き3,692万9,000円のマイナスとなりました。これは去年よりもマイナスが伸びているわけですけれども、この不足額は過年度収益勘定留保資金で補填したと

ということになっています。これも今のところ過年度の損益勘定留保資金があるということで、今のところ健全な経営状態であるのかなと思っております。今のところです。

以上、簡単に説明しましたがけれども、これが意見書となります。

以上です。

議長（細川運一君） これより、ただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで終わりにさせていただきます。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております令和3年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思っております。

なお、決算審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会へ付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、令和3年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をいたしました。

ここで、お諮りをいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託しました7件の議案審査については、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月16日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月16日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、決算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

暫時休憩をいたします。

午後 3時25分 休 憩

午後 3時34分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木春樹君、副委員長に小川克也君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月8日から9月15日までの8日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

なお、9月16日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

これで、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 3時35分 散 会
